

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-1)

政策名	1 経済産業	施策名	1-1 経済基盤			
施策の概要	成長戦略関係の経済産業省の施策(「新陳代謝」など、他の項目に位置づけられるものを除く。)					
達成すべき目標	成長分野への投資拡大など、これまでにない大胆な政策を打ち出し、それらを総動員して、「経済産業政策の新機軸」を進め、「新しい資本主義」の実現に貢献していく。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	0	
執行額(百万円)	0	0	0			
(項)産業・事業新陳代謝促進費の内数として行っている。						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、フォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 第2次中間整理(令和5年6月27日とりまとめ) など					

測定指標	1	GDP成長率(名目) <small>※令和4年度数値は、2022年4-6月期四半期別GDP速報を年率換算したもの。</small>	基準値	実績値					目標値	達成
			平成25~34年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	平成25~令和4年度	-
	-	0.0%	-3.5%	2.4%	2.0%	-	3%			
	年度ごとの目標値	平成25年度からの10年間の平均で測定								
2	GDP成長率(実質) <small>※令和4年度数値は、2022年4-6月期四半期別GDP速報を年率換算したもの。</small>	基準値	実績値					目標値	達成	
		平成25~34年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	平成25~令和4年度	-	
	-	-0.8%	-4.1%	2.6%	1.4%	-	2%			
	年度ごとの目標値	平成25年度からの10年間の平均で測定								

参考指標	1	鉱工業生産指数 (前年度比%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	▲3.5%	▲9.5%	5.5%	▲0.3%	-	-	-
	2	経常利益 (前年度比%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	▲9.6%	▲20.1%	42.7%	16.2%	-	-	-
	3	有効求人倍率 (倍)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	1.55倍	1.10倍	1.16倍	1.31倍	-	-	-
	4	完全失業率 (%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	2.3%	2.9%	2.8%	2.6%	-	-	-
	5	消費総合指数 (前年度比%) <small>(※2022年12月分で公表終了のため測定不能)</small>	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	▲1.2%	▲6.2%	2.6%	-(※)	-	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	測定指標について、指標1(GDP成長率(名目))、指標2(GDP成長率(実質))のどちらも、コロナ禍からの反動があった前年度に近い水準で推移していることから、目標達成に向けて相当程度進展ありとした。
	施策の分析	これまで、「成長戦略(2020年)」において示されたポストコロナの「新たな日常」の実現に向けた「デジタル化への集中投資・実装」「地方創生」「人への投資」「包摂的な社会づくり」「新たな世界秩序の下での経済の構築」を柱とする政策の実施を通じ、施策目標である「日本経済の再生」、「成長戦略(2021年)」において実施することとされた、女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進、労働移動の円滑化をはじめとする「人への投資」の強化、スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備といった政策に取り組んできたところ。令和4年度においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において実施することとされた、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの重点的投資」、「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」や「GX及びDXへの投資」の4本柱について投資を重点化し、これまでに引き続き、構造的賃上げの推進やスタートアップへの支援などの取組を実施した。
次期目標等への反映の方向性	ウクライナ情勢による原油価格や物価高騰等々に留意しつつ、施策目標の達成に向けて、施策の見直し・改善、新規施策の必要性について、検討を進めていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国民経済計算(内閣府) 民間設備投資・名目季節調整系列、名目GDP(年度)、実質GDP(年度) 月例経済報告(内閣府) 輸出数量、経常収支、鉱工業生産指数、企業収益、完全失業率、就業者数、消費総合指数
---------------------------	---

担当部局・課室名	経済産業政策局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	-------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-2)

政策名	1 経済産業	施策名	1-2 新陳代謝			
施策の概要	産業・事業の新陳代謝を促進するための施策					
達成すべき目標	ベンチャー創出をはじめ、産業・事業の新陳代謝を活性化させる					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,004	1,530	833	772
		補正予算(b)	▲ 7	856	88,497	0
		繰越し等(c)	570	▲ 830	▲ 12,328	
		合計(a+b+c)	1,567	1,557	77,002	
執行額(百万円)	1,397	1,330	76,596			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和5年6月16日閣議決定)、「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日とりまとめ)など					

測定指標	1	ベンチャー企業へのVC投資額対名目GDP比(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			平成24~26年度の平均	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和4年度	-
			0.026%	0.046%	0.043%	0.063%	測定中	-	0.052%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	2	起業活動指数(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			26年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度	-
3.8%			5.4%	6.5%	6.3%	6.4%	-	7.6%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-			

参考指標	1	ベンチャー企業への投資(ベンチャーキャピタル等による投融資額)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	2,891億円	2,275億円	3,418億円	測定中	-	-	-		
	2	ベンチャー企業への投資(ベンチャーキャピタル等による投融資先社数)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	1,824件	1,466件	1,910件	測定中	-	-	-		
3	産業競争力強化法における事業再編計画の認定件数	基準値	実績値							
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
-	12件	11件	19件	21件	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標について、指標1は令和4年度の実績は測定中であるものの、目標値(令和4年度)を令和3年度で上回った。指標2は前年度から微増ではあるが、全体としては増加傾向にあることから、相当程度進展ありとした。
	施策の分析	スタートアップ企業の創出・育成については、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が策定され、計画を踏まえ、5年後の令和9年度にスタートアップへの投資額を10兆円規模とする目標に向けて、J-Startupプログラム、イノベーション人材育成プログラム「始動」、株式会社産業革新投資機構によるリスクマネー供給をはじめ、創業時・成長を支える人材・資金の確保、海外への事業展開支援等を行うことで、日本のスタートアップエコシステムの強化を着実に進めている。 また、令和3年度の産業競争力強化法の改正によって、事業環境の変化を踏まえ、前向きな未来投資を通じた事業変革を実行する事業者を認定し、税制等による支援を行う事業適応計画が新設されたほか、従来実施してきた事業再編促進税制等の支援措置(事業再編計画及び特別事業再編計画の認定。平成28年度は9件、平成29年度は14件、平成30年度は8件、令和元年度は12件、令和2年度は11件、令和3年度は19件認定、令和4年度は21件認定)が着実に活用されるなど、事業再編の取組を推進している。 引き続き、上記を中心とした施策を通じ、日本のスタートアップエコシステムの成長の実現、事業再編の円滑化を実行し、産業・事業の新陳代謝を活性化させていく。
	次期目標等への反映の方向性	施策目標の達成に向けて、「スタートアップ育成5か年計画」の進捗状況なども踏まえつつ、関係府省庁とも連携しながら、政策の検討・実行を進めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャービジネスに関する年次報告書」(2022年)
---------------------------	--

担当部局・課室名	経済産業政策局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	-------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-3)

政策名	1 経済成長	施策名	1-3 技術革新			
施策の概要	産業技術に関する政策に関すること					
達成すべき目標	Society 5.0を普遍的でグローバルな未来社会像として前面に掲げ、その実現に向けた重点的な技術開発投資を推進することで、国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会や一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会とすることを旨とする。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	99,253	91,091	84,795	54,336
		補正予算(b)	2,110,682	931,359	1,106,557	0
		繰越し等(c)	▲ 1,598	▲ 60,381	14,860	
		合計(a+b+c)	2,208,337	962,069	1,206,212	
執行額(百万円)	2,198,946	954,115	1,179,559			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二百一十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和5年1月23日) ・第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) ・第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) 					

測定指標	1	官民合わせた研究開発投資の総額	基準値	実績値					目標値	達成
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	-	
		-	-	19.7兆円	測定中	-	5年間で累計約120兆円			
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
	2	政府研究開発投資の総額の規模	基準値	実績値					目標値	達成
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	-	
		-	-	8.2兆円	9.4兆円	-	5年間で累計約30兆円			
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
	3	企業から大学、国立研究開発法人等への投資額	基準値	実績値					目標値	達成
			26年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	-
		1,151億円	1,487億円	1,409億円	1,500億円	測定中	-	3,453億円		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
	4	中長期における研究開発等の推進	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			<p>・「AI戦略2022」(令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、人と協調できるAI・実世界で信頼できるAI・容易に構築・導入できるAIを実現する高度な基盤技術開発などを実施した。</p> <p>・「バイオ戦略2020」(令和3年1月19日統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、バイオ資源の活用やバイオ生産システム基盤構築等に関わる研究開発を実施した。</p> <p>・「量子未来社会ビジョン」(令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、量子技術の産業利用を加速化するため、量子アプリケーションを開発する環境や、量子コンピュータとそのデバイス・部素材等の研究開発・性能評価設備を備えたグローバル産業化拠点を産業技術総合研究所に創設することとし、整備を開始した。</p> <p>・「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、エネルギー・環境分野の革新的技術に係る研究開発を実施した。</p>					令和4年度	達成	
	中長期的な視点からの具体的な戦略に基づき、社会課題の解決に向けた革新的技術に係る研究開発を実施する。									

測定指標	5 研究開発型スタートアップの育成とエコシステムの構築と強化	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		事業化迄に多くの資金及び長い期間を要する研究開発型スタートアップに対して、NEDOが認定したベンチャーキャピタルと協調したシード期における研究開発支援や、事業会社と連携した事業化開発の支援を実施。事業終了後にVC等から更なる資金調達等を実現するなど、シード期からアーリー期の研究開発型スタートアップの事業成長を促進。また、支援を通じて、研究開発型スタートアップの成長に重要な役割を果たすVCや事業会社等との関係強化を図りつつ事業を進展させるモデルを創出し、エコシステムの構築に貢献(令和4年度は53件の支援を実施)。	令和4年度	達成
		急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、関係者のコミットを得ながら、事業段階に応じた支援を行うことにより成功モデルを創出し、エコシステムの構築を目指す。		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>(指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、令和4年度の実績が公表されていない。 <p>(指標2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標2については、令和4年度までで累計約17.6兆円の実績となっており、目標達成のためには引き続き研究開発投資が必要と考えられる。 <p>(指標3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和元年度から令和2年度にかけては減少したが、令和3年度には令和元年度の数値を上回った。令和4年度の実績は公表されていない。 <p>(指標4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標4については、「AI戦略2022」を踏まえたAIの高度な基盤技術開発の推進や「量子未来社会ビジョン」を踏まえたグローバル産業化拠点の新設に着手するなど、目標を達成している。 <p>(指標5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標5については、研究開発型スタートアップの試作開発等をVC・事業会社等と協調しながら支援することによって、VC・事業会社等からの出資や連携強化等を促しつつ、研究開発型スタートアップの事業価値向上に資する取組となっている。また、研究開発型スタートアップに注力するVCとの協調や事業会社と関係を築きながら事業成長するモデルを創出しており、エコシステムの形成に資する取組となっている。
評価結果	<p>・研究開発事業の在り方について、今後取り組むべき具体的な施策の内容を研究開発改革ワーキンググループにて令和4年3月3日にとりまとめており、その結果に基づいて研究開発事業の成果の最大化に取り組んだ。また、「AI戦略2022」「量子未来社会ビジョン」「バイオ戦略2020」「革新的環境イノベーション戦略」の各戦略に基づき、革新的技術に係る研究開発等を実施した。</p> <p>・産業技術総合研究所(産総研)において、研究開発改革ワーキンググループのとりまとめを踏まえ、成果活用等支援法人「AIST Solutions」の設立準備を行い、令和5年4月1日付けで設立した。また、産総研技術移転ベンチャー創出の推進に向け、技術移転促進措置の適用による知的財産権の譲渡体制等を令和4年7月に整備した。</p> <p>・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、独立行政法人通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標の第4期(平成30年4月1日から令和5年3月31日)の最終年度として、交付金事業や基金事業などを通じ、エネルギー・環境分野及び産業技術分野の研究開発に取り組むとともに、研究開発型スタートアップへの人材面・財政面の積極的な支援を行った。また、第4期中長期目標期間の業務実績評価の結果を踏まえて、令和5年度から始まる第5期(令和5年4月1日から令和10年3月31日)中長期目標の策定を行った。</p> <p>・日本の研究開発型スタートアップ・エコシステムを整備するため、技術の目利きやハンズオン支援に長けたVC等とNEDOが協調し、スタートアップの研究開発等の事業化支援を実施した。他のスタートアップ施策とも連携を取りながら、スタートアップ・エコシステムの整備を推進した。</p> <p>・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」及び追補版の考え方を踏まえ、大学等の「知」の「価値」の評価・算出する方法を実務的な水準まで深掘り・整理した「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出ハンドブック」を公開した。</p> <p>・「官民による若手研究者発掘支援事業」では、令和4年度において、計412名の若手研究者に対し、企業とのマッチングや共同研究費の支援を実施した。</p> <p>・「産学融合拠点創出事業」では、産学融合先導モデル拠点創出プログラム(J-NEXUS)においては、既存3拠点に対して、引き続き、産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた取組への支援を実施した。また、地域オープンイノベーション拠点選抜制度(Jイノベ)においては、新たに10拠点選抜し(合計27拠点)、企業ネットワークのハブとして活躍している産学連携拠点の信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げを促した。</p> <p>・「地域の中核大学の産学融合拠点の整備」事業では、イノベーション創出や地域経済活性化を促進するため、採択した8大学等において、企業との共同実験施設やインキュベーション施設、オープンイノベーション施設及び設備の整備を支援した。</p> <p>引き続き、上記を中心とした施策を通じて、中長期における研究開発等の推進や研究開発型スタートアップの育成とエコシステムの構築と強化に向けた取組を実施し、研究開発投資を誘発することによって、測定指標1～3の目標値達成を目指していく。</p>	
施策の分析		
次期目標等への反映の方向性	研究開発と実用化の好循環を実現し、世界の中で日本が存在感を発揮するための新しいイノベーション・エコシステムを構築するため、引き続き関連施策を着実に実施していく。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	2022年(令和4年)科学技術研究調査(総務省統計局) 第6期科学技術・イノベーション基本計画 主要指標・参考指標データ集(内閣府)
---------------------------	---

担当部局・課室名	産業技術環境局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	-------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-4)

政策名	1 経済産業	施策名	1-4 基準認証			
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている産業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進する。					
達成すべき目標	<p>○我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場を創出する。</p> <p>○国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,524	2,661	2,960	2,908
		補正予算(b)	▲ 22	▲ 5	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	2,502	2,655	2,960	
執行額(百万円)	1,982	2,017	2,390			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) ・知的財産推進計画2022(令和4年6月3日知的財産戦略本部会合決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・標準化官民戦略(平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定) 					

測定指標	1	標準化機関における幹事国引受数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
			22年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和5年度	達成
		78	101	102	103	103	-	100		
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
	2	「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
			令和2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度	-
		-	-	-	29(%)	29(%)	-	80(%)		
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
	3	適正な計量の実施を確保し、経済及び文化の向上に寄与する。	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			計量器の国際的な技術基準策定や証明書制度の活用に関する勧告等の策定において、各作業委員会での積極的な参加、提案等を通じて、我が国の計量標準の国際的同等性の確保及び法定計量制度の国際標準化を推進した。国際法定計量会議により、国際文書3件が承認・改定された。					-	国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、我が国の法定計量制度の国際標準化を推進することで、計量制度の効果的な運用を行う。	達成

1	ISO・IECへの国際標準提 案件数 【3ヶ年平均】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	162	154	139	124	-	-	-
2	産業標準の制定及び改 正の件数 【当該年度】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	544	465	427	443	-	-	-
3	JISマーク認証契約数 【当該年度】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	8,483	8,357	8,292	8,182	-	-	-
4	知的基盤の整備数 (計量標準) 【累計】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	919	922	928	937	-	-	-
5	知的基盤の整備数 (微生物遺伝資源) 【累計】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	93,392	94,077	94,665	95,206	-	-	-
6	計量士の登録件数 【当該年度】	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		-	561	454	464	530	-	-	-

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>「標準化機関における幹事国引受件数」が、令和3年度末現在で103件(ドイツ、米国についてフランスとともに世界第3位の水準)となり、100件としていた目標を達成。</p> <p>「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合については、令和2年4月以降に策定された規格を対象としており、現在の対象事業者は14事業者である。規格は制定から普及、事業拡大効果を生むまでに時間を要するが、すでに4事業者で事業拡大効果が出ている状況であり、令和12年度の目標達成に向け、引き続き事業拡大効果が出るよう取り組んでいく。</p>
評価結果	施策の分析	<p>我が国企業の競争優位を強固にするため、引き続き、産業競争力強化に資する規格等の策定を戦略的に進めた。具体的な取組事例は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転の緊急場面で衝突を回避する為、自動的にハンドル操作を行う、もしくはドライバーのハンドル操作を支援する制御システムは、人身等の安全性を確保する観点から非常に高い信頼性が求められる。日本の部品メーカーは、こうした自動運転にかかる制御システムに対して、高性能な各種部品の供給が可能であり、日本の自動車メーカーも高度な機能を有するシステムを構築できる技術力を有している。こうした背景の下、日本は、当該自動運転の制御システムに関する機能要件、性能評価手法を規定した国際規格を、日本が国際議長を務める ISO/TC204 (ITS 高度道路交通システム)/WG14 (走行制御)に提案し、ISO 23375として令和5年2月に発行。本規格の活用により、日本の技術力を十分に発揮し、日本企業の市場拡大にも資することが期待される。 ・家庭や店舗など人と共存する場所で使用されるサービスロボットは、不意の衝突があった際には自動的に停止するなど安全性の確保が求められる。自動停止を確実に行うに当たって、少ないセンサーで接触の検知を可能としつつ、万一の衝突時にはその衝撃を吸収するという二つの機能を兼ね備えた「衝撃吸収型接触検知外装カバー(接触検知カバー)」が開発された。その品質の適正な評価を図るべく、これまで存在していなかった接触検知および衝撃吸収の度合いの評価手法を確立した。具体的には、新市場創造型標準化制度を活用し、製品の性能を評価する試験方法を規定したJISを令和5年3月に制定。本JISの制定により、企業はこの接触検知外装カバーの性能を広く周知することができるようになったとともに、ロボット用の保護装置としての市場拡大にも資するものと期待される。 ・人工知能(AI)分野では、AIを安全かつ安心に利活用するために、世界各国でAIの開発や利用に関する原則や規制の検討に向けて標準を活用する動きがある。そのためAI及びAIシステムの機能や性能、安全性の共通理解に向けて、AIシステムのライフサイクルや品質保証を国際標準として規定することで、信頼できるAI及びAIシステムについて国際的なコンセンサスが形成されるよう、ISO/IECの合同専門委員会(JTC1/SC42)にて規格開発中。日本からは、これまでAIの品質保証(機能安全)、データ品質、ライフサイクル、ユースケースの標準化を行うとともに、令和4年8月にはヒューマン・オーバーサイトの標準化予備提案を実施。また、各国提案の標準化策定にも積極的に参画。 ・知的基盤の整備については、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション(DX)、国土強靱化(防災・減災)への対応など緊急を要する国家的、国際的な課題のトレンドを踏まえ、計量標準・計測分野、微生物遺伝資源分野及び地質情報分野の3分野において、取り組むべき社会課題に対する具体的なアクションや、社会情勢を踏まえ直ちに重点化・加速化すべき政策をとりまとめ、令和3年5月に「知的基盤整備計画(第3期)」を公表した。令和3年度から当該計画に基づき取組を開始し、令和5年1月には進捗状況及び今後の取組についての審議を実施した。 ・計量制度については、自治体との連携や計量士の適切な活用等により、適正計量の確保を継続しつつ、自動捕捉式ばかりの使用の制限の開始(令和6年4月1日)に向け、器差検定を中心とした指定検定機関として民間事業者1社を新たに指定した。また、自動ばかり3器種(ホップスケール、充填用自動ばかり及びコンベヤスケール)については、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていないことを踏まえ、円滑な検定の実施のための措置として使用の制限の開始日を5年延期する(令和5年4月1日→令和10年4月1日等)旨の政令改正を実施した。 ・平成30年のJIS法改正によりJISマーク表示制度の対象に追加された電磁的記録(ソフトウェア・データ等)に関して、令和4年5月、電磁的記録についての認証を行う登録認証機関の第一号を登録した。また、同年6月には、当該登録認証機関が電磁的記録に係るJISマーク表示事業者の第一号となる事業者(携帯デバイス向けアプリを作成・販売する事業者)を認証した。今後、JISマーク表示制度を通じて、ソフトウェア等の品質向上や取引円滑化などが期待される。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	領域横断的分野も含めた標準化の対象分野の拡大、国際社会における新興国の存在感の高まりに伴い各国の標準化活動の主導権争いが激化している。官民連携体制を強化し国際標準化のための戦略や推進体制の議論等を行い、必要な見直しを検討していく。		
学識経験を有する者の知見の活用		有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		日本産業標準調査会、国際標準化機構及び国際電気標準会議の公表情報、国際法定計量機関対応報告書、知的基盤整備計画		
担当部局・課室名	産業技術環境局 基準認証政策課	政策評価実施時期	令和5年8月	

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-5)

政策名	1 経済成長	施策名	1-5 経済産業統計			
施策の概要	産業の実態を明らかにする品質の高い統計の作成、提供及び統計分析を実施する。					
達成すべき目標	統計の体系的整備、経済・社会の環境変化への対応及び統計データの有効活用の推進					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,507	1,521	1,475	1,527
		補正予算(b)	▲ 70	▲ 44	▲ 6	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,437	1,477	1,469	
執行額(百万円)	1,373	1,352	1,293			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月決定) 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定)					

測定指標	1	統計の公表遅延日数(事業者による報告値の修正などのやむを得ない遅延を除く)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	毎年度	達成	
			遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	-	遅延なし		
	2	経済産業省ホームページの統計データ部分への省外からのアクセス件数(ユニークページビュー数)	基準値	実績値					目標値	達成
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和4年度	未達成	
		965万件	864万件	978万件	1,045万件	984万件	-	1,200万件		
	年度ごとの目標値		1,050万件	1,100万件	1,150万件	1,200万件				
	3	統計コンシェルジュへの相談件数	基準値	実績値					目標値	達成
		27~30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和4年度	未達成	
		174	276件	194件	237件	220件	-	230件		
	年度ごとの目標値		230件	230件	230件	230件				
	4	調査項目の見直し、統計作成プロセスの効率化・自動化の推進等の実施状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を踏まえ、報告者負担に配慮した重複是正や効率的な統計調査実施の検討を行い、その結果、令和4年度調査から工業統計調査を経済構造実態調査に包摂するとともに、経済産業省企業活動基本調査を同時実施する等、外部有識者を含む研究会や民間利用者等へのヒアリング等を通じてニーズを把握した上で見直しを実施した。 調査計画に沿った自己点検を継続的に実施しており、引き続き、PDCAの実施や第三者監査(各府省の統計調査が品質基準に合致したものとなっているかについて外部有識者が監査するもの)も見据え、統計調査の品質確保への対応を実施していく。					品質の高い統計の作成	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定目標の1、4では目標を達成したが、2、3は達成できなかった。ただし、未達成の目標3についても目標に近い実績を示しており、また、未達成の目標2は前年度の実績値に近い数字を示している。(なお、来年度は、未達の指標について引き続き目標を達成すべく努める。)
	施策の分析	社会の情報基盤として、行政運営や企業等の意思決定に必要な不可欠である公的統計について、事前に定めた公表期日どおり適時適切に提供を行った。 統計コンシェルジュへの相談件数については目標に近い実績を示している。また、公的統計のホームページ閲覧数は、目標値には届かなかったものの、前年度の実績値に近い数字を示している。以上から、利活用が進展していると評価でき、更なるEBPMの進展が図られていると評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、産業の実態を明らかにすべく公的統計の品質向上を図りつつ、公表期日どおりに公表する。 また、統計HPのコンテンツの充実・ユーザーの利便性の向上を図ることで、統計の利活用促進を進めるとともに、統計コンシェルジュ等もより一層活用し、引き続き、積極的にEBPMを推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標は担当部局にて集計。
---------------------------	----------------

担当部局・課室名	大臣官房調査統計グループ 総合調整室	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	--------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-2-1)

政策名	2 産業育成	施策名	2-1 ものづくり			
施策の概要	我が国製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施。					
達成すべき目標	我が国製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化する。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	22,368	21,637	23,173	23,427
		補正予算(b)	25,319	279,846	1,156,206	0
		繰越し等(c)	85,771	27,926	▲ 3,511	/
		合計(a+b+c)	133,458	329,409	1,175,868	
執行額(百万円)	132,242	324,799	1,174,823			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	成長戦略(2021年)、未来投資戦略2018、第6期科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略2022					

測定指標	1	製造業の生産性向上の伸び率を2%以上	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	-
		-	1.7%	0.48%	1.6%	測定中	-	2%		
	年度ごとの目標値	/	2%以上	2%以上	2%以上	2%以上	-	/		
	2	官民合わせた研究開発投資の総額	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度	-
		-	-	-	19.7兆円	測定中	-	5年間で累計120兆円		
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
	3	ものづくり基盤技術振興政策の実施状況及び公表	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			ものづくり基盤技術振興基本法に基づく、ものづくり白書を令和5年6月2日に閣議決定し、HP上で公表。令和4年度も、ものづくり基盤技術の振興施策を着実に実行している。					令和4年度 ・ものづくり基盤技術振興基本法に基づくものづくり白書の作成及び公表 ・ものづくり基盤技術振興政策の着実な実施	達成	

参考指標	1	実質GDP(製造業) (十億円)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	116,537	109,546	117,790	測定中	-	-	-		
	2	総労働時間数(製造業) (時間)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	2,066,472	1,953,732	1,993,860	1,995,710	-	-	-		
	3	企業収益(製造業) (経常利益)(前年比%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	-17.0%	-3.8%	52.1%	測定中	-	-	-		
	4	輸出金額 (食料品、原料品、鉱物性燃料除く) (前年比%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	-6.1%	-8.0%	22.7%	14.6%	-	-	-		
	5	経常収支(億円)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	186,712	169,459	201,522	94,294	-	-	-		
	6	鉱工業生産指数(製造工業) (前年比%)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	-3.8%	-9.6%	5.8%	-0.2%	-	-	-		
	7	就業者数(製造業) (万人)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	1,068	1,051	1,045	1,044	-	-	-		
	8	中小企業経営強化税制 B類型(収益力強化設備)の確件数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	2,619	1,904	2,087	2,080	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「ものづくり基盤技術振興政策の実施状況及び公表」については目標を達成。令和2年度の「製造業の生産性向上の伸び率」は新型コロナウイルス感染拡大等の影響により国内総生産(GDP)が減少し、労働生産性の増加幅が減少したことから前年度実績及び目標値を大きく下回ったが、令和3年度は目標達成に向けて前向きな兆しが見られた。平成31年4月より、研究開発型ベンチャー企業を対象とした税額控除の設定や、オープンイノベーション型の控除額引き上げ等により時代の変化に合わせた支援を拡充しており、我が国のGDPに対する製造業の比率は概ね横ばいの傾向となったことから、相当程度進展ありとした。
	施策の分析	我が国の製造業は、第4次産業革命の進展、人手不足、設備の老朽化、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済安全保障を巡る国際情勢の変化により顕在化したサプライチェーン上のリスクや、生活様式の変換への対応等のほか、気候変動問題・2050年カーボンニュートラルへの対応といった課題を抱えている。こうした背景を踏まえ、我が国製造業の競争力を維持・強化するため、以下の取組などを実施。 ①第四次産業革命の進展や人手不足への対応として、CASEがもたらす将来モビリティ社会に向けた取組や、ドローンや空飛ぶクルマが活躍する社会の実現に向けた取組などを進めたほか、人手不足やコロナ禍における非接触、省人化社会への対応のため、ロボットフレンドリーな環境の実現に向けた研究開発を進めた。 ②気候変動問題への対応・2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量削減・省エネルギーに資する生産プロセス技術や素材等の開発支援を進めるとともに、CO2排出削減に資する電気自動車等の次世代自動車の普及に向けた研究開発支援のほか、電動化に伴い影響を受ける中堅・中小サプライヤーへの事業再構築支援を進めた。 ③宇宙分野、鉄鋼分野、航空機分野などの幅広い産業に影響をもたらす個別産業分野においても、需要が高まる小型衛星・ロケット等の開発・実証支援や、電動航空機のコア技術等の開発、鉄鋼グローバルフォーラムを通じた鉄鋼の過剰生産能力問題への対応に取り組んだ。 ④サプライチェーンの寸断リスクへの対応として、無線通信技術の活用により、柔軟・迅速な組換えや制御が可能な生産ラインの構築や、製造現場の自律的かつ全体最適な稼働の実現に向けた研究開発を行った。こうした政策は、我が国製造業のものづくり機能の高度化によるグローバル競争に向けた競争力の強化という目標の達成に相当程度寄与した。
	次期目標等への反映の方向性	第4次産業革命の進展や、2050年カーボンニュートラル実現に向けたグリーン化の加速への対応、サプライチェーンリスクへの対応、我が国製造業の企業変革力(ダイナミック・ケイパビリティ)の強化を進めるほか、自動車、ロボット・ドローン、航空・宇宙産業等の個別分野における電動化をはじめとした先進的な取組や、その他基礎素材産業分野における研究開発等への支援や特定技能外国人の活用も含めた人材確保・育成を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「労働力調査」「科学技術研究調査」、財務省「法人企業統計調査」「貿易統計」「国際収支」、経済産業省「鉱工業生産指数」
---------------------------	---

担当部局・課室名	製造産業局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	-----------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-2-2)

政策名	2 産業育成	施策名	2-2 データ利活用			
施策の概要	①IoT、ビッグデータ、AI等の革新的技術を活用した先進事例の発掘とその面的拡大、その基盤となるデータ流通環境の整備、②企業のIT投資の促進、③行政における積極的なオープンデータ化(政府のIT化)により、第4次産業革命を実現する。					
達成すべき目標	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進などの政策を実施し、世界最先端のIT利活用社会を実現する。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,828	5,723	3,731	3,491
		補正予算(b)	819	1,347	95	0
		繰越し等(c)	420	▲ 1,036	1,342	
		合計(a+b+c)	10,067	6,033	5,168	
執行額(百万円)		9,447	5,284	3,997		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～(令和4年6月7日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) ・AI戦略2022(令和4年4月22日決定) ・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定) 					

測定指標	1	IoTや、ビッグデータの解析などを含むAIを活用している企業比率(株式会社日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査結果」)	基準値	実績値					目標値	達成
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4年度	未達成
			5%	12%	16%	18%	18%	-	28%	
		年度ごとの目標値		8%	18%	23%	28%	23%		
測定指標	2	G BizインフォへのAPIアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
			元年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4年度	達成
			7,300万件	7,300万件	15,800万件	47,500万件	104,800万件	-	56,000万件	
			年度ごとの目標値		-	8,000万件	30,000万件	56,000万件	-	

評価結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p style="text-align: right;">相当程度進展あり</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p><測定指標1> 目標28%に対し18%の結果であり、目標未達成となり前年度から横ばいであった。</p> <p><測定指標2> 目標56,000万件に対し、104,800万件の結果であり、目標を大きく上回る結果となった。</p>
	<p>施策の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を、デジタル人材の育成・確保やSX/GXとの関わり等の新たなトピックを踏まえて「デジタルガバナンス・コード2.0」として改訂し、企業のDXの更なる促進に向けたメッセージの発信や、デジタル技術を活用し新たな付加価値を生み出す事業に取り組む企業を後押しするDX投資促進税制の適応期限の延長を行うなど、引き続きDX推進のためのデータ利活用拡大に貢献した。 DX時代の人材が備えるべきスキルや能力を示した「デジタルスキル標準」の策定・公表、様々なデジタル教育コンテンツを一元的に提示するポータルサイトの整備、実践的なDXスキルを習得する教育プログラムの提供などの取組によりデジタル人材育成を支援した。 行政におけるデータ利活用を進めるため、事業者向けの共通的な認証サービスや個別の手續に係る申請システム等の構築を進めるとともに、Gビジネスフォーでのオープンデータの公表を推進した。 既存産業の枠組みを越えたデータ利活用を実現するため、IPAに設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)で自律移動ロボット、契約・決済等のテーマにおけるアーキテクチャを設計するとともに、その社会実装に向けた研究開発を行った。
<p>次期目標等への反映の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なるデータ利活用拡大に向けて、各種支援施策も活用しながらDX推進指標、DX認定等の普及促進を図るとともに、経済界や教育機関等と協力して必要なデジタル人材育成を進める。 事業者間のデータ共有プラットフォームの本格整備を支援することで協調領域拡大を促進するとともに、そのデータ等から、高い汎用性を持ち、かつ国際競争力のあるAIシステムの開発を支援していくことで、引き続きデータ利活用の活発化に向けた取組を行っていく。 モビリティやサプライチェーン、スマートビルの分野を中心に、相互連携に必要なシステム全体のアーキテクチャの設計・検証や実装に向けた技術開発を行い、世界をリードする新たな産業・サービスを創出することを目指す。 	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>株式会社日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査結果」</p>
<p>担当部局・課室名</p>	<p>商務情報政策局 総務課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

参考指標	1	商業動態統計調査による小売業の販売額(10億円)	基準値	実績値						
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
										145,208
			基準値	実績値						
	2	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(累計)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
										514
	3	グリーン物流優良事業者(令和4年度以降の名称は物流パートナーシップ優良事業者)への表彰件数(累計)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
										68件

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標である加工食品・日用雑貨の返品率(%)に関して、引き続き納品期限の緩和(いわゆる三分の一ルール)等の商慣習の見直しの普及など返品削減の取組を行った。コロナ禍から経済活動が回復しつつある中で返品率は微増となったが、SDGsの浸透などの影響もありコロナ禍以前より低い返品率を維持している。 健康経営優良法人数が、年度ごとの目標値を上回ったため。 海外における医療サービス拠点整備数が、年度ごとの目標値を上回ったため。 売上高物流コスト比率について、近年、物流事業者からの値上げ要請などを理由に、長期的な上昇傾向にあるが、今年度は売上高の伸び率が物流コストの伸び率を上回ったことにより昨年より低い結果となったことが推測される。指標としては安定基調にある。
	次期目標等への反映の方向性		<ul style="list-style-type: none"> 日本の消費財流通のサプライチェーン効率化に向け、返品削減は重要な取組となっている。これまで継続的に活動し、目標を上回るペースで返品率を削減し続けてきたため、前年度に引き続き目標を返品率前年度比減とした。本年度は引き続き製・配・販連携協議会を通じて、納品期限の緩和等の商慣習の見直しによる削減推進、また優れたサプライチェーン効率化事例に対してサプライチェーンイノベーション大賞として表彰を行った。引き続き、SDGsの浸透等も含め取組を継続していく。 健康経営の普及を通じた健康増進・予防等への投資促進により、達成すべき目標の1つである「国民の健康寿命の延伸」に寄与している。 海外における日本の医療技術・サービスの認知度は着実に向上しているが、更なる拡大に向けて医療機関やヘルスケア事業者の一層の参画が必要。引き続き、日本の医療のプレゼンス向上及び関連製品・サービス等の普及拡大を図っていく。 物流効率化を推進するため、荷主と物流事業者の連携により環境負荷の低減、物流の生産性向上など、持続可能な物流体系の構築に資する取組を実施した優良事例を表彰する「物流パートナーシップ優良事業者表彰」を実施するとともに、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、モーダルシフト等に係る計画について経済産業省と国土交通省が共同で認定を行った。物流分野における人手不足が続く、物流コストも増加傾向にある中で物流効率化が、引き続き重要である。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	経済産業省ホームページで公表している健康経営優良法人認定数を参照。 加工食品、日用品雑貨業界における返品率：製・配・販連携協議会 返品実態調査
---------------------------	--

担当部局・課室名	商務・サービスグループ 消費・流通政策課、サービス政策課、ヘルスケア産業課、物流企画室、中小企業庁経営支援課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	--	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-2-4)

政策名	2 産業育成	施策名	2-4 クールジャパン			
施策の概要	クールジャパンの推進により、日本の生活文化に根ざした製品・サービスの海外展開を後押しする。					
達成すべき目標	世界の文化関連産業のうち、主な対象分野となるファッション、コンテンツ、観光関連分野において相当程度のシェア獲得を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,384	4,192	5,051	3,500
		補正予算(b)	134,361	55,653	34,376	0
		繰越し等(c)	▲ 50,684	31,714	66,914	/
		合計(a+b+c)	88,061	91,558	106,341	
執行額(百万円)	86,132	86,783	45,157			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「知的財産推進計画2022」(令和4年6月3日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2022年)」(令和4年6月7日閣議決定)					

測定指標	1 海外における日本由来のコンテンツ産業市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度	-
		3.4	3.6	4.5	4.5	測定中	-	4.6	
		年度ごとの目標値	/	2.2	2.3	2.5	2.7	3	
	2 海外需要開拓支援機構の投資によって、海外展開等を行った企業数。	基準値	実績値					目標値	達成
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和15年度	達成
		2,037	3,037	4,215	4,795	5,220	-	8,037	
		年度ごとの目標値	/	2,537	3,037	3,537	4,037	4,537	
	3 2025年大阪万博における日本館建築・展示等の工事の進捗状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		大阪・関西万博の日本館については、令和5年7月に建築請負契約を締結したところであり、令和7年2月末頃までに竣工予定。また、展示についても今年度展示実施設計を完了予定。					-	達成	
						令和7年度に確実に大阪・関西万博を開催し、令和8年度までに日本館の撤去等を行う	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠)	<p>コンテンツ産業は、今後成長著しい産業として期待がされており、デジタル技術の進展や配信プラットフォームの登場により、コンテンツの流通チャンネルが多様化し、バーチャル空間でのビジネスチャンスも拡大しているところ。「知的財産推進計画2022」において「世界展開を前提としたビジネスモデルへの転換を目指し、「世界で売れる」作品づくりに向けた制作システムへの展開や販売・交渉力の強化、これらを支える人材の育成、環境の整備等を推進する必要がある。」とあることを踏まえ、コンテンツ産業が世界展開を行った規模感を測定すべく、「海外における日本由来のコンテンツ産業市場規模」を測定指標として設定。令和4年度実績は測定中であるが、市場規模については、目標に向けて順調に推移している。</p> <p>クールジャパン政策の推進に向けて株式会社海外需要開拓支援機構の活動状況に着目し、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定のガイドラインに基づき各ファンドが設定したKPIの一部である「海外需要開拓支援機構の投資によって、海外展開等を行った企業数」を測定指標として採用。この指標については目標を達成。</p> <p>大阪・関西万博の日本館については、建築請負契約を締結し、当初予定通りの令和7年2月頃の竣工に向け順調に進捗している。</p>
	次期目標等への反映の方向性		<p>コンテンツ産業は、経済財政運営と改革の基本方針2022において「インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化DXの一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。」とあることを踏まえ、引き続き海外市場開拓、コンテンツ産業の市場規模拡大等に向けた取組を実施する。</p> <p>今次政策目標は、平成25年11月の株式会社海外需要開拓支援機構の設立・業務開始を受けて、令和元年度に設定したものである。今年度以降の株式会社海外需要開拓支援機構による新たな投資決定や、既に投資決定を行った案件の事業開始も見据えて、本測定指標に基づき、継続的に事業運営を進め、効果分析を実施していくことが重要である。</p> <p>大阪・関西万博の日本館については、開幕に向けて各事業の工程管理を引き続き徹底し、来場者に行動変容を促せるようなパビリオンの完成を目指す。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし		
担当部局・課室名	商務・サービスグループ クールジャパン政策課、博覧会推進室、 商務情報政策局 コンテンツ産業課	政策評価実施時期	令和5年8月

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-3-1)

政策名	3 産業セキュリティ		施策名	3-1 サイバーセキュリティ		
施策の概要	サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)における達成目的のひとつである「国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現」に向けた取組として、サイバーセキュリティ対策強化の政策を実施する。					
達成すべき目標	サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築、セキュリティ産業化等を通じて、Society5.0の基盤となる安全なサイバー空間の確保を図る。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,924	1,914	1,966	1,806
		補正予算(b)	1,070	833	0	0
		繰越し等(c)	268	▲ 295	825	
		合計(a+b+c)	4,262	2,453	2,791	
執行額(百万円)		3,800	2,063	2,771		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・「世界一安全な日本」創造戦略(令和4年12月20日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) ・AI戦略2022(令和4年4月22日閣議決定) ・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定) 					

測定指標	1	情報処理安全確保支援士の登録者数	基準値	実績値					目標値	達成
			29年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度	未達成
			6,994	19,417	19,752	19,450	21,633	-	30,000	
		年度ごとの目標値		22,500	20,000	22,000	24,000	26,000		
測定指標	2	3大都市圏を除く36道県において、SECURITY ACTION制度において、1つ星又は2つ星を取得した事業者の数	基準値	実績値					目標値	達成
			元年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4年度	達成
			37,000	39,795	63,194	80,727	110,343	-	70,000	
		年度ごとの目標値		-	48,000	58,000	70,000	90,000		
測定指標	3	国がサイバーセキュリティに関する事案(インシデント)の解決に貢献できた件数	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4年度	達成
			3,000	14,586	17,233	20,571	24,419	-	20,000	
		年度ごとの目標値		10,000	10,000	15,000	20,000	24,000		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報処理安全確保支援士の登録者数」は、情報処理の促進に関する法律の改正を受け、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画(令和2年7月17日閣議決定)において、2025年までに3万人超とする目標に変更したところ。令和4年度の24,000人の目標達成には及ばなかったが、これは令和2年度に登録の更新制が導入されたことにより資格を失効した登録者が多数出たものによるものである。一方で、令和4年度の登録者数は、21,633人であるところ、令和3年度から2,183人増と大幅に増加しており、情報処理安全確保支援士に必要となる知識・技能があると認められる人材は一定程度育成・確保できている。 ・「3大都市圏を除く36道県にて、SECURITY ACTION制度において、1つ星又は2つ星を取得した事業者の数」については、目標を上回っている。 ・「国がサイバーセキュリティに関する事案(インシデント)の解決に貢献できた件数」については、目標を上回っている。
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報処理安全確保支援士の登録者数」は、徽章貸与の開始や、登録更新制の導入及び更新のために受講が義務付けられている実践講習に一定の条件を満たした民間事業者が行う講習(特定講習)を追加し、令和4年度は34講習から選択できるようにした。更にはIPAが実施する実戦講習においても新たな講座を追加する等、情報処理安全確保支援士の信頼性向上を図るほか、当該制度の普及のため、一般社団法人情報処理安全確保支援士会等の関連団体と連携し、企業や団体への周知等を行った。 ・令和元年度及び2年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、中小企業でのサイバーセキュリティ対策に不可欠なサービスを、中小企業でも導入・維持できる価格でワンパッケージで提供する「サイバーセキュリティお助け隊」のサービスブランドを設立した。サービス審査登録制度の運営を開始するとともに、IT導入補助金による導入支援も行いながら、本「サイバーセキュリティお助け隊」の普及施策を実施し、中小企業のサイバーセキュリティ対策の促進に貢献した。 ・深刻なサイバー攻撃の温床となっている複数の国に跨ったサイバー攻撃基盤を駆除するため、各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報を共有し、共同対応を行った。また、経済社会に被害が拡大するおそれが強く、一組織で対応が困難である深刻なサイバー攻撃を受けた組織に対し、IPA((独)情報処理推進機構)のサイバーレスキュー隊により、被害状況を把握し、再発防止の対応方針を立てる再発防止対策の支援を行った。こうした取組が国がサイバー攻撃が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事案の抑制に貢献した。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づくセキュリティ対策の具体化・実装を推進するため、業界横断的な課題や業界別の課題に対して、ガイドラインを整備することで、個々の企業による対策を超えて一体的な取組を促進する枠組みを整備する。 ・産業界が一丸となった中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ強化の取組(サプライチェーン・サイバーセキュリティコンソーシアム)とも連携し、各種取組を進めていく。 ・企業における事前対策及びインシデント対応支援は、サイバー攻撃の被害拡大を防ぐため重要な施策であるため、引き続き対応を進める。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出典:「国家資格「情報処理安全確保支援士」制度 登録者公開情報、活用企業、資料ダウンロードなど」(https://www.ipa.go.jp/siensi/data/index.html) ・「JPCERT/CCインシデント報告対応レポート」一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター(https://www.jpCERT.or.jp/ir/report.html)
<p>担当部局・課室名</p>	<p>商務情報政策局 総務課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-3-2)

政策名	3 産業セキュリティ	施策名	3-2 産業保安・危機管理			
施策の概要	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山、火薬類等の産業保安に係る規制に関し、新たな知見や技術動向等に対応した見直し・制度改正を随時行い、科学的・合理的かつ実効性のあるものとしていくとともに、その着実な執行を行う。					
達成すべき目標	○高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山、火薬類等の産業保安の確保を図り、事故の発生・拡大を防止する。 ○災害時において、経済産業省の必要業務を継続し、ライフラインの復旧、防災関連物資及び燃料の円滑な供給、被災産業等の調査・分析、被災事業者対策、産業保安対策、原子力災害対策等の円滑な実施、国内外における迅速な情報収集・共有・発信の徹底を図る。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,258	3,086	3,163	3,133
		補正予算(b)	3,636	1,700	1,558	0
		繰越し等(c)	▲ 865	266	271	
		合計(a+b+c)	7,029	5,052	4,992	
執行額(百万円)		6,150	4,424	4,011		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1	高圧ガスに係る災害事故による人的被害を伴う事故の死傷者数(暦年ベース)	基準値	実績値					目標値	達成
			25年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	
			46	64	56	70	33	-	46人未満	達成
	年度ごとの目標値			46	46	46	46	-		
	2	LPガスに関する人的被害を伴う事故件数(暦年ベース)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年	
			-	21	11	21	22	-	25件未満	達成
	年度ごとの目標値			25	25	25	25	-		
	3	都市ガスに関する人的被害を伴う事故件数(暦年ベース)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年	
			-	33	19	20	12	-	20件未満	達成
	年度ごとの目標値			20	20	20	20	-		
	4	電気事業法に基づき報告された電気工作物の欠損等による死傷・物損事故件数	基準値	実績値					目標値	達成
			28年	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	
			12件	9	12	15	集計中	-	12件未満	-
年度ごとの目標値			12	12	12	12	-			
5	休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況	基準値	実績値					目標値	達成	
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和14年		
		-	92.5%	97.5%	92.5%	93.2%	-	100%	未達成	
年度ごとの目標値			100%	100%	100%	100%	-			
6	鉱山における度数率(=延べ罹災者数/延べ実労働時間数)(暦年ベース)	基準値	実績値					目標値	達成	
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和9年		
		-	1.17	0.94	1.10	0.70	-	0.7	達成	
年度ごとの目標値			0.7	0.7	0.7	0.7	-			
7	火薬類に係る災害事故による人的被害を伴う事故の死傷者数(暦年ベース)	基準値	実績値					目標値	達成	
		元年	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-		
		22人	22	7	13	37	-	22人未満	未達成	
年度ごとの目標値			26	22	22	22	-			
8	経済産業省における災害対応能力の強化の状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成		
		令和4年台風第14号等への対応、その振り返りと、令和5年3月に大規模地震を想定したシミュレーション演習型訓練を通じて、災害対応能力の強化を図り、令和5年梅雨前線による大雨や令和5年5月石川県能登地方を震源とする地震への対応につなげることができた。					令和4年度 毎年度一回以上の防災訓練の実施等による災害対応能力の不断の強化	達成		

	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり </div>
目標達成度合いの測定結果	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (判断根拠) 8つの測定指標のうち、4つの指標については、目標を達成した。一部未達成、測定中の測定指標もあるが、測定指標の改善傾向が見られるため、相当程度進展ありとした。 </div>
施策の分析	<p><高圧ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故による死傷者数は前年より37名減の33名であった。死者は前年より6名減の2名、重傷者は前年より6名減の7名、軽傷者は前年より25名減の24名であった。事象別に見ると、事故件数のうち約9割が噴出・漏えいによる事故となる傾向は変わらないが、爆発、火災及び破裂・破損は前年より減少、噴出・漏えいは微増した。製造事業所の種類別に見ると、LP事業所、一般事業所の事故件数が増加した。事故の要因としては、前年同様に腐食管理不良が最も多く、次に誤操作・誤判断が多かった。老朽化の進む設備が多い中で、デジタル技術等を活用した合理的な保安の確保、また、そのための教育の徹底、人材育成等が、引き続き、重要と考えられる。 <p><LPガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPガスに関する事故件数は、他工事や雪害による設備損傷等により、令和4年は前年より41件増の261件となった。死亡者数は前年より1名減の0名となった。負傷者数は前年より5名増の26名となった。また、CO中毒事故は、液石法公布後初の0件となった令和元年以降継続して令和4年も0件であった。 ・原因者別に見ると、他工事事業者起因の事故が前年より8件増加、雪害による事故が前年より7件増加、一般消費者等起因の事故が前年より7件増加、販売事業者起因の事故が前年より24件の増加となった。また、全事故(261件)のうち、他工事事業者の事故が72件(27.6%)と最多であった。 ・他工事や雪害による設備損傷等により事故が生じていることから、他工事事業者からLPガス販売事業者への事前連絡を徹底させること、雪害対策として折損式調整器の使用や落雪の影響のない場所へ設備を設置すること等が引き続き重要であると考えられる。 <p><都市ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故による死傷者数は前年より6名増の31名であった。死者は前年より2名増の2名であった。段階別では、消費段階では機器の誤操作、機器の不適切使用といった使用者起因により、排ガスCO中毒事故3件のほか、着火負傷事故が6件生じている。供給段階では不適切な自社工事作業により、人身事故は3件生じている。製造段階では人身事故は生じていない。 ・消費段階の事故は、消費者の機器の使い方によるものが大きく、適切な機器の使用法の周知等、供給段階の事故は、保安規程に基づく作業への保安教育の徹底等が、引き続き重要だと考えられる。 <p><電気></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の破損等による死傷・物損事故は、令和3年度の15件(令和4年度は集計中)のうち、電気事業者では前年より8件増の8件となり、全体での件数増につながった。このうち、死傷事故は、火力発電所にて計3件、物損事故はいずれも送配電設備で計5件発生している。また、自家用設置者では、前年より5件減の7件となり、うち死傷1件と物損事故6件となっている。事故内訳の変化はあるものの、合計件数は大きくは変わっておらず、電気工作物の破損による死傷・物損事故の防止のため、今後も、デジタル技術の一層の活用推進を含む効果的・効率的な電気保安制度の構築と電気保安人材の入職支援策を通じた持続可能な電気保安の維持・確保に取り組むことが重要と考えられる。 <p><鉱山(鉱害防止)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、豪雨災害等により、処理能力以上の坑廃水が坑廃水処理場に流れ込んだ結果、放出した水が排水基準を一時的に超過する事故が発生している。ただし、排水基準等の遵守状況は高い水準で推移しており、引き続き排水基準を遵守し、着実に鉱害防止事業を実施することが重要と考えられる。 <p><鉱山(危害防止)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年以降、災害発生件数は40件程度で推移していたが、鉱山保安マネジメントシステムの導入と有効性向上に向けた自主的取組への支援を重点的に実施してきた結果、令和4年は災害件数が25件と過去5年間で一番件数が少なく、罹災者も14名と減少傾向にあった。ただし、死亡災害が1件発生しているため、引き続き、鉱山保安マネジメントシステムの導入促進等が必要と考えられる。 <p><火薬></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の事故件数について、令和2年、令和3年に関しては、新型コロナウイルスの影響により、花火大会の一部が中止になったことなどから、32件、27件と大幅に減少していたが、令和4年は新型コロナウイルスの影響がおちついてきたこともあり、前年より24件増の51件となった。事故に伴う死傷者数も同様に37名と増加し、そのうち死亡・重症者数は5名であった。 <p><災害対応能力・初動体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年台風第14号等への対応、その振り返りと、令和5年3月に大規模地震を想定したシミュレーション演習型訓練を通じて、災害時における経済産業局との連携等の災害対応能力・体制の強化を図った。
評価結果	<p><高圧ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、産業活動の現場における事故情報の活用促進、自主保安を基本とした取組の促進、保安上の課題や特性に応じた対策を実施する。併せて、事故が多い事業者及び関係業界に対して、設備管理等を徹底するよう周知を行い、事故を未然に防ぐべく取組を実施していく。また、近年のデジタル技術等の進展に伴い、センサ等で収集される設備のデータから異常予兆の早期発見を行うなど高圧ガス保安のスマート化を加速させる。 <p><LPガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス安全高度化計画2030が策定され、LPガスに関する人的被害を伴う事故の死傷者数の年度ごとの目標値を達成することができた。引き続き、消費者起因事故対策、販売事業者起因対策、自然災害対策等を実施し、高度化指標として掲げている「2030年時点の直近5年平均で死亡事故0～1件、人身事故25件」について、指標達成に向けたフォローアップを進めていく。 <p><都市ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業活動の現場における事故情報の活用促進、自主保安を基本とした取組の促進、保安上の課題や特性に応じた対策を実施する。併せて、他工事対策等を実施するため、日本ガス協会等とも連携し、関係業界に対して、工事の際のガス事業者への事前照会等を徹底するよう周知を行い、事故を未然に防ぐべく取組を実施していく。また、近年のデジタル技術等の進展に伴い、導管網の圧力解析シミュレーション技術等、ガス保安のスマート化の導入を加速させる。ガス安全高度化計画2030の指標として掲げている「2030年時点の直近5年平均で死亡事故0～1件、人身事故20件」について、指標達成に向けたフォローアップを進めていく。 <p><電気></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準を踏まえた規制の見直しを随時実施しつつ、引き続き適切に規制を執行することで、電気事業法に基づき報告される電気工作物の破損等による死傷・物損事故等の発生防止に向けた対策を実施する。 引き続き事業者と協力を、大規模災害時の被害最小化に向けた取組を進めていく。 <p><鉱山(鉱害防止)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき策定されている鉱害防止事業の実施に関する第6次基本方針に基づく、鉱害防止事業を着実に実施するため、必要な財源の確保と共に、休廃止鉱山を管理する地方公共団体等と調整しつつ、坑廃水処理施設の適切な運転・保守管理等を実施し、排出基準の遵守を徹底する。 <p><鉱山(危害防止)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安マネジメントシステムの導入促進や新技術の活用等による保安技術の向上等、第14次鉱業労働災害防止計画に掲げる主要な対策事項を着実に実施し、災害発生状況の目標達成に向け、鉱山における危害防止の推進を図る。 <p><火薬></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の事故における死傷者数は、中長期的にみれば減少傾向であるものの、事故の大部分は煙火の消費中に発生している。煙火消費が増える時期に先立って注意喚起を行う、関係団体を通じて事故原因とその対策を検討し関係事業者に対して情報提供を行う等、引き続き災害防止に向けた取組を行っていく。 <p><災害対応能力・初動体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、経済産業省防災訓練等を通じて、災害対応能力の強化を図っていく。 <p>なお、令和5年度からの期間については、大括り化された新たな評価単位の一つである「産業保安の確保」において、事故件数等だけでなく、重大事故の発生や自然災害等に備えた体制構築に着目をして、政策評価を実施していく。</p>
次期目標等への反映の方向性	

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>		
<p>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））報告書」 ・「令和4年度液化石油ガス関係事故年報」 ・「令和3年度電気保安統計」 ・「鉱山保安統計年報」 ・「休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況」は、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に基づく坑廃水処理の対策が必要な休廃止鉱山のうち、排水基準を遵守している鉱山の割合 ・「火薬類事故防止対策委託事業報告書」 ・「高圧ガス事故事例データベース（令和4年度版）」 <p>注）本評価書における事故件数等の数値は、事業者からの追加報告等により、過去に遡って改訂されることがある。</p>		
<p>担当部局・課室名</p>	<p style="text-align: center;">産業保安グループ 保安課、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、鉱山・火薬類監理官付 大臣官房総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-4-1)

政策名	4 対外経済	施策名	4-1 国際交渉・連携			
施策の概要	国際的な貿易・投資ルールの構築、海外市場での我が国企業の競争条件の改善に取り組む。					
達成すべき目標	経済連携協定や投資協定等の締結拡大や、海外市場での我が国企業の競争条件の改善等を通じて、我が国企業の海外における事業環境を整備する。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,721	3,682	3,536	3,217
		補正予算(b)	36,586	2,950	11,528	0
		繰越し等(c)	0	▲ 1,025	▲ 617	
		合計(a+b+c)	40,307	5,607	14,447	
執行額(百万円)	39,928	5,084	13,796			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、日本再興戦略 改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、未来投資戦略2017(平成30年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)、「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)、「成長戦略(2020年)」(令和2年7月17日閣議決定)、「成長戦略(2021年)」(令和3年6月18日閣議決定)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、「骨太方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)					

測定指標	1 貿易のFTA比率(%)* 総貿易額に占める EPA/FTA等署名・発効済 国との貿易額の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	達成
		19%	52.4%	80.4%	78.8%	77.5%	-	70%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2 経済連携協定の締結状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
	令和5年3月末時点で、50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済み。令和4年度は、令和3年6月から進行していたCPTPPへの英国の加入交渉が令和5年3月に実質的に妥結したほか、あり得べき日・イスラエル経済連携協定(EPA)に関する共同研究(令和4年11月)、あり得べき日・ Bangladesh 経済連携協定(EPA)に関する共同研究(令和5年12月)の立ち上げに一致した。このように、包括的かつ高いレベルの経済連携協定の締結に向けてスピード感を持って交渉に取り組んでいる。					令和3年度	達成		
						交渉・署名・発効国数の増加			

参考指標	1 貿易収支(兆円)	基準値	実績値						
		-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	-	0.4	3.8	-1.5	-18.0	-	-	-	
	2 第一次所得収支(兆円)	基準値	実績値						
-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
-	21.5	19.5	29.0	35.6	-	-	-		

(出典)財務省 国際収支状況

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	施策の分析	(判断根拠)	令和4年度は、引き続き、目標値である貿易のFTA比率70%を大きく上回る77.5%を実現した。新たなEPAの動きなど、施策の進捗状況も総合的に鑑み、明確に目標達成したと判断した。
	次期目標等への反映の方向性	これまで日本は、CPTPP、RCEP等の発効を通じ、21世紀型の自由で公正な貿易・投資ルールの構築を主導してきたところ、今後は、こうしたハイレベルのルールをアジア太平洋地域の域内で効果的に実行を確保するとともに、域外への拡大を図っていく。また、その他の経済連携交渉についても、戦略的観点を踏まえながら、スピード感を持って推進する。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	通商白書(経済産業省)、国際収支(財務省)等
---------------------------	------------------------

担当部局・課室名	通商政策局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	-----------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-4-2)

政策名	4 対外経済	施策名	4-2 海外市場開拓支援・対内投資			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスの世界市場への展開を通じた海外市場の獲得に取り組む。 政府開発援助(ODA)・貿易保険等のツールを用いて、貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。 国内事業環境の整備や外国企業誘致・支援体制の強化等により、対内直接投資の拡大を図る。 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスを世界市場に展開するため、官民一体による戦略的な海外市場獲得を図る。特に新興国については、経済発展度合い、我が国企業の進出状況等の実態に即した新興国市場の開拓を図る。 ODA・貿易保険等のツールを用いて、相手国のニーズに応えつつ、インフラ等の新興国の膨大な需要を獲得する。 対内直接投資の拡大等を通じて、世界のヒト、モノ、カネを日本国内に惹きつけることにより、世界の経済成長を取り込むとともに、経営資源の流入及び経済活性化を図る。 					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8422	8,575	7,906	9,938
		補正予算(b)	324	350	7,373	0
		繰越し等(c)	▲ 2257	889	▲ 5,448	
		合計(a+b+c)	6489	9,814	9,831	
執行額(百万円)		5872	7,773	7,959		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、日本再興戦略 改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)、「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)、「成長戦略(2020年)」(令和2年7月17日閣議決定)、「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月経協インフラ戦略会議決定)、「成長戦略(2021年)」(令和3年6月18日閣議決定)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年4月6月7日閣議決定)					

測定指標	1	日本企業のインフラシステム受注額(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
			22年	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	-
		10	27	24.4	測定中	-	-	34		
	年度ごとの目標値			-	-	-	-			
	2	中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度	-
		-	21.9	21.1	測定中	測定中	-	35.5		
	年度ごとの目標値			24.3	25.6	-	-			
	3	対内直接投資残高(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度	-
19.2		33.9	39.7	40.5	46.2	-	100.0			
年度ごとの目標値			-	35.0	-	-				

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	令和4年度において、質の高いインフラの海外展開を推進するための取組や、中堅・中小企業の輸出を促進する取組を講じてきたところであるが、測定指標1、2については現在測定中である。また、対日投資促進のための取組を講じてきたところ、測定指標3については順調に増加を続けてきたため、相当程度進展ありと判断。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）」（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）に基づき、サプライチェーン強靱化に向けた対応等の観点から貿易保険法の改正（貿易保険法の一部を改正する法律。令和4年4月8日成立、7月1日施行）を行うと共に、質の高いインフラに関する事業実施可能性調査、人材招聘派遣事業の実施等により、我が国企業のインフラ輸出を後押しした。 ・我が国企業の強みを補完しつつ、価格競争力の強化、ビジネス機会の拡大、政治・治安リスクの低減を目指し、米国等と連携して、第三国市場でのインフラ協力を推進した。 ・海外展開を目指す中堅・中小企業に対し、「新輸出大国コンソーシアム」において専門家による伴走支援を行う（令和4年度末現在、1,494社が海外展開に成功）とともに、海外のECサイトにおける「ジャパンモール」の設置拡大支援（令和4年度は18カ国・地域70以上のECサイト等と事業を実施）等を実施するほか、「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業」による民間の輸出支援ビジネスの育成などを通じて、企業の海外展開を後押しした。 ・海外においてJETROの誘致専門員を増員し、我が国への投資が見込める外国企業に対して具体的な市場情報や投資計画を提案し、商談支援を実施するなど、能動的な誘致活動を展開した。また、JETROの対日投資ウェブサイトにおけるデジタルコンテンツ充実化およびSNSアカウントの開設により日本のビジネス機会に関する情報発信を強化し、対日投資に関心を有する外国企業の発掘をすすめ、拠点設立に向けた助言等の一貫支援による誘致活動を実施した。加えて、国内各地域のイノベーション・エコシステムでの外国企業誘致、国際連携・協業を促すため、オンラインビジネスマッチングイベント「Regional Business Conference（RBC）」を開催し、誘致に積極的な自治体に対する支援等を実施した。 ・日本企業とスタートアップを含む外国企業との協業・連携を促進し、国際的なオープンイノベーションを創出するためのビジネス・プラットフォーム「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」事業を実施。グリーン、デジタル分野を中心に、国内外の重点国・地域においてJETROとコーディネーターが連携し、日本企業に対し、ニーズに応じた有望スタートアップを含む外国企業の発掘、マッチング・面談アレンジ、ピッチ・リバーシブルイベント等の開催等、協業・連携に向けた支援をハンズオンで実施した。 ・我が国企業が新興国でビジネスを行う上で課題となる制度・事業環境の整備や、現地人材に対する我が国からの技術移転を推進するため、コロナ禍でノウハウを得た遠隔指導等も有効活用しながら、我が国企業と相手国双方のニーズに応じた技術協力を実施した。
次期目標等への反映の方向性	国内各業界からのニーズや国際情勢等を踏まえ、引き続き海外市場開拓・対内投資のための環境整備や取組を支援していく。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	海外事業活動基本調査（経済産業省） 企業活動基本調査（経済産業省） 令和4年末現在本邦対外資産負債残高（財務省）
---------------------------	--

担当部局・課室名	貿易経済協力局 総務課 通商政策局 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	--------------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-4-3)

政策名	4 対外経済	施策名	4-3 貿易管理・重要技術マネジメント			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な貿易審査等を実施する。 ・国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国際連合安全保障理事会決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。 ・貿易手続きの電子化により行政手続きの効率化と利用者の利便性向上に寄与する。 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,872	2,091	2,101	1,933
		補正予算(b)	▲ 13	▲ 6	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,859	2,085	2,101	
執行額(百万円)	1,541	1,779	1,699			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成31年4月9日閣議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定) ・デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定) 					

測定指標	1	電子ライセンスによる通関割合	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	達成
		年度ごとの目標値	/	64	66	68	69	70	/	達成
	2	重要技術動向調査(重要技術生産基盤等調査及び機微技術開発動向等調査の対象技術数)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	-
			-	40	41	39	46	-	117(累計)	
		目標値	/	20	20	20	20	/	達成	
測定指標	3	外為法・貿易管理制度の企画・構築・普及状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			①国際輸出管理レジーム交渉等に参加し、これらにおける合意等に基づき輸出貿易管理令等を改正。 ②申請手続等の効率化や電子化の促進。 ③平成26年度に策定された防衛装備移転三原則に基づき、個別事案に適切に対応。					4年度	達成	
	4	外為法及び関税率法に基づく貿易審査状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			①安全保障理事会決議等に基づき、北朝鮮等に対して輸出入禁止措置を実施。 ②外為法に基づく申請に対して審査を実施。 ③外為法違反懸念者に対する審査を実施。 ④アンチダンピング関税の課税措置等の求めに対して調査を実施。					4年度	達成	
	5	原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			①原産地法に基づき第一種特定原産地証明書の発給を着実に実施。 ②原産地法に基づき第二種特定原産地証明書を作成できる輸出者を認定。 ③原産地証明制度の普及活動を推進。					4年度	達成	
6	技術情報管理認証制度の普及状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成		
		①認証取得事業者の増加に向け、適切な技術情報管理の構築に向けたアドバイス等を行う専門家の派遣を実施。 ②HPの改修により制度の普及・広報活動を推進。 ③技術等情報漏えい防止措置に係る告示改正に向けた有識者会議等の実施。					4年度	達成		
			産業界における重要技術の適切な管理を進める。					達成		

参考指標	1	海外における輸出管理セミナー開催件数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	3	1	1	1	-	-	-
2	2	安全保障貿易管理説明会受講者数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	8,019	6,704	10,067	8,827	-	-	-
3	3	輸出管理内部規程(CP)届出企業数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	1,414	1,397	1,391	1,200	-	-	-
4	4	NACCS外為法関連業務説明会受講者数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	1,650	1,470	2,968	1,083	-	-	-
5	5	電子申請利用率	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	55	61	64	73	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	
	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>国際枠組みや条約に基づき、外為法に関連する政省令を速やかに改正し、適切な貿易管理を実施するとともに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に向けて効果的な普及啓発等を行い、国際的にも円滑な貿易管理体制の構築に貢献している。また、令和4年度においても適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を行い、適切な輸出入管理を実施してきたことから、目標達成とした。</p>
施策の分析		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に2年間延長(期限は令和5年4月13日)された外為法に基づく北朝鮮への輸出入禁止措置を、税関・警察等と連携しつつ厳格に実施した。また、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置を踏まえ、貨物の輸出入等禁止措置を講じた。 ・国際輸出管理レジーム会合等での議論に参加し、必要に応じて政令改正等を行い、国際条約等で規制対象となっている貨物の輸出入につき、厳格な管理を実施した。 ・アンチダンピング措置について、各国では本措置の発動件数が増加傾向にある。我が国においても制度活用の周知や制度の改正を行い、近年は調査・措置発動が活発化しつつある。WTOが設立された平成7年から平成26年までの20年間で日本の措置発動事例は3件のみであったが、平成27年以降は発動件数が増加している。 ・防衛装備移転三原則に基づき、関係省庁との連携の下、個別の海外移転案件について移転を認めるかどうか判断するにあたって、輸出管理当局として寄与した。 ・投資活動の活発化が予測される外国投資ファンド、事業会社等による投資提案について、投資グループの組織概要、我が国及び海外での活動実績等について最近の動向、当該投資家による諸外国の規制当局による対内直接投資の審査等について調査・分析を行い、対内直接投資等の審査体制を充実させた。 ・改正産業競争力強化法に基づく認証制度を活用することにより、技術等情報の流出防止・適切な管理について外部からの予測可能性を高めることで事業者間連携や産業競争力強化を促進させた。また、重要技術の動向調査により、機微技術・新興技術やそれを支える基盤技術の開発動向の把握、サプライチェーン上のチョークポイントを特定し、関連産業における政策立案の参考とすること等を通じて、産業競争力強化にも寄与している。 ・日本から輸出された製品が、海外の仕向先企業を通じて懸念国やテロ組織等に渡ることを防ぐため、輸出管理制度の導入及び運用能力の向上を目的に、現地産業界向けの普及啓発セミナーを実施したほか、輸出管理制度の構築を具体的に検討している国の政府を対象に、我が国の専門家によるオンライン講義を実施した。 ・企業・研究機関等の法令遵守については、適切な指導・処分を行うなど法令の厳格な執行を行うとともに、関係機関と協力し、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を全国で実施し、輸出者の輸出管理体制整備に向けた普及啓発を行った。 ・申請者の利便性を向上するとともに業務の効率化を図る観点から、NACCS外為法関連業務の改修や部内業務電子化に向けた検討を進めるとともに、安全保障貿易管理に関する許可申請については令和4年7月より原則電子申請により受け付けることとした。 ・原産地証明書の着実な発給のため、申請時提出書類の簡素化等手続の見直しを進めるとともに、原産地証明制度のルールに関する国内企業の理解を推進するため、令和3年度予算事業による説明会の開催等を通じて広範に普及啓発を実施した。
次期目標等への反映の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・世界の安全保障環境等が大きく変化する中で、引き続き「貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築」を目標とすることは妥当と考えており、今後も適切な貿易管理体制の構築に向けて、必要な法令改正等を実施していく。 ・国際連合安全保障理事会決議や国際条約等によって規制される貨物や技術について、「外為法及び関税定率法に基づく貿易審査等の着実な執行」を行うことは今後も求められることであり、引き続き目標とすることが適切。また、厳格な輸出入の審査を実施しつつ、事業者の利便性や管理の合理性を確保する観点から申請手続等の効率化についても更に検討を進めていく。 ・原産地証明書の発給件数が毎年増加しており、今後も新たな経済連携協定の締結が見込まれることから、さらに日本企業の円滑な海外展開を支援するために「原産地証明制度の着実な執行」を目標とすることは妥当であり、引き続き適切な執行を実施していく。 ・引き続き、我が国の産業基盤を維持・強化するため、重要技術を育成等するための取組を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標・参考指標はそれぞれ担当部局にて集計		
担当部局・課室名	貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課	政策評価実施時期	令和5年8月

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-1)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-1 経営革新・創業促進			
施策の概要	中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな経営支援体制の強化、技術開発や販路開拓の促進等により中小企業の経営革新・創業の促進を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな経営支援体制の強化、技術開発や販路開拓の促進等により中小企業の経営革新・創業の促進を図る。 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す。 中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。 創業支援等を通じて将来の開業率10%を目指す。 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上させる。 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	44,991	41,856	46,834	47,191
		補正予算(b)	7,489,753	3,432,587	605,036	0
		繰越し等(c)	▲ 681,829	▲ 1,035,424	3,023,312	
		合計(a+b+c)	6,852,915	2,439,020	3,675,182	
執行額(百万円)	6,702,830	2,320,388	2,615,436			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)、					

		基準値	実績値					目標値	達成
		令和2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	
測定指標	1 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額	-	5.34 (2.8%)	5.20 (基準年度)	5.27 (1.3%)	測定中		今後5年間で5%向上	-
		年度ごとの目標値	/	-	-	5.25(1.0%)	5.30 (2.0%)	5.35 (3.0%)	/
	2 中小企業から中堅企業に成長する企業数	-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	-
		-	310	308	356	測定中		年400社以上	-
	年度ごとの目標値	/	400	400	400	400	400	/	-
3 中小企業の全要素生産性	基準値	令和2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	達成
	-	3.7%	基準年	1.2%	測定中		今後5年間で5%向上	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	1.0%	2.0%	3.0%	/	-	
4 開業率	基準値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	達成	
	-	4.2%	5.1%	4.4%	測定中		10%台		-
年度ごとの目標値	/	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	/	-	
5 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率	基準値	令和2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	達成
	-	18.2%	18.2% (基準年度)	測定中	-		今後5年間で10%向上	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	18.6%(2.0%)	18.9% (4.0%)	19.3% (6.0%)	/	-	

		基準値	実績値						
		3年Ⅰ期	3年Ⅱ期	3年Ⅲ期	3年Ⅳ期	4年Ⅰ期	4年Ⅱ期	4年Ⅲ期	
参考指標	1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	▲ 12	▲ 8	▲ 8	▲ 3	▲ 6	▲ 2	0
	2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	8,629	7,158	5,979	6,876	-	-	-

	(各行政機関共通区分)	進捗が大きくない
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	個々の施策では成果があったと言えるが、全体としてどの程度成果があったかについて、測定指標の数値が出ておらず、現時点で評価することが困難な状況であるため、令和3年度と同様、「進捗が大きくない」とした。
評価結果	施策の分析	<p>・各々の目標の達成に向け、下記施策を実施した。それぞれの施策による支援実績・対応実績が増加していることから、目標達成に対し貢献していると評価した。</p> <p>・我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、中小企業全体の生産性の向上を目指す観点から、中小企業の従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)を伸ばすこと、中小企業から中堅企業に成長する企業数を増やすことが重要。このため、中小企業・小規模事業者の生産性を向上させるための投資やイノベーションの支援を実施することに加え、円滑な事業再生・事業承継など、適切な新陳代謝を進めるための支援を実施。いずれの施策も、支援実績が年々伸びており、中小企業の実績の向上に貢献している。</p> <p>・中小企業・小規模事業者には、様々なニーズに応える価値創造主体としての役割や、産業を支え、また産業構造の転換を進める担い手としての役割が期待されており、この観点から、技術開発や新事業展開等の要素を考慮した中小企業の全要素生産性を向上させていくことが重要。このため、中小企業等事業再構築促進事業、成長型中小企業等研究開発支援事業を通じて、新分野展開や業態転換等の事業再構築や、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化を図るための研究開発等を支援。これらの補助金事業を通じて中小企業等の全要素生産性の向上に貢献している。</p> <p>・産業の新陳代謝を促すためには、日本全国で創業を促進することが重要。このため、産業競争力強化法に基づき、創業者に対する信用保証の拡充、融資、税制等による支援を実施しており、いずれの施策も創業の促進に貢献している。</p> <p>・中小企業・小規模事業者の海外展開の促進のためには、多くの事業者が抱える、海外展開に関する情報収集や販路開拓、資金・人材等の面での各課題に対して支援を行うことが重要。このため、JAPANブランド育成支援等事業による販路開拓に関する取組の支援や、中小機構を通じた海外展開戦略策定などの経営支援、JETROを通じた海外の市場動向等の情報提供、現地進出後の相談対応や人材育成支援、政府系金融機関による海外展開事業に対する融資に加え、新たに輸出に取り組む事業者を支援する新規輸出1万者支援プログラムを立ち上げ、海外展開の段階に応じた支援を実施し、中小企業の海外展開の促進に貢献している。</p> <p>・中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、経営課題の解決に向けた支援を実施。よろず支援拠点における相談対応件数は年々伸びており経営支援体制の強化に貢献している。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に新たな目標を設定したところであり、引き続き以下の目標の達成に向け、各種取組を実施していく。 ・中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。 ・中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す。 ・中小企業の実績を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。 ・創業支援等を通じて将来の開業率10%を目指す。 ・海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上させる。 ・中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の強化を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法人企業統計調査(財務省)、雇用保険事業年報(厚生労働省)、企業活動基本調査(経済産業省)
---------------------------	---

担当部局・課室名	中小企業庁 長官官房 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	----------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-2)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-2 事業環境整備			
施策の概要	中小企業・小規模事業者の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、中小企業・小規模事業者が抱える事業承継・引継ぎ等の課題に対する事業環境の整備を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 政策金融・信用保証制度を通じて中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。 後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎを促進する。 税制措置、および被災地域の施設復旧等への支援等により、中小企業・小規模事業者の事業環境の整備を図る。 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	23,162	23,203	19,953	18,746
		補正予算(b)	8,036,964	150,836	272,785	0
		繰越し等(c)	▲ 3,249,576	3,296,073	5,931	
		合計(a+b+c)	4,810,550	3,470,112	298,669	
執行額(百万円)	4,794,201	2,064,022	281,251			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創成基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)					

測定指標	1	事業引継ぎの促進(成約)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和5年度	未達成
			-	1,176	1,379	1,514	1,681	-	令和5年度に事業承継・引継ぎセンターのマッチング件数2,000件	
		年度ごとの目標値	/	1,500	1,750	2,000	2,000	2,000	/	
測定指標	2	資金繰りの円滑化	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			①日本政策金融公庫中小企業事業貸付額(29年度:1兆4,851億円、30年度:1兆2,331億円、令和元年度:1兆1,474億円、令和2年度:4兆5,648億円、令和3年度:1兆6,874億円、令和4年度:1兆3,551億円) ②信用保証承諾額(30年度:8兆0,728億円、令和元年度8兆9,390億円、令和2年度:35兆1,234億円、令和3年度:7兆7,219億円、令和4年度:8兆2,123億円) ③政府系金融機関における経営者保証によらない融資件数の割合(28年度:32%、29年度:34%、30年度:36%、令和元年度:39%、令和2年度:38%、令和3年度:47%、令和4年度:52%)					令和4年度	達成	
				資金繰りの円滑化に係る施策(貸付、信用保証等)の着実な実施						

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	基準値	実績値						
			-	3年I期	3年II期	3年III期	3年IV期	4年I期	4年II期	4年III期
			-	▲ 12	▲ 8	▲ 8	▲ 3	▲ 6	▲ 2	0
参考指標	2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	8,235	7,769	6,027	6,876	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、円滑な事業承継・引継ぎの支援の関連施策を着実に実施し、事業環境の整備が進展したと考えられるため、相当程度進展ありとした。
	次期目標等への反映の方向性	<p>資金繰り支援・事業引継ぎ支援について、下記施策に取り組んだ。支援件数の増加を踏まえ、目標達成に貢献していると分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者に対し、新事業、海外展開等に取り組む際の資金の供給や経済危機や自然災害の影響等により一時的に売上高や利益が減少する際の資金繰り支援を図ることを目的とし、各種施策を実施。具体的には、日本政策金融公庫・商工中金による融資や信用保証協会による保証を着実に実行することで、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化に貢献している。 ・特に、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、実質無利子・無担保融資等の各種支援策を講じ、令和5年3月末までに、約251万件、約44兆円もの融資・保証を決定した。また、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済本格化に対応して、コロナ借換保証制度を令和5年1月に開始し、返済期間を長期化するとともに、金融機関の伴走支援により収益力改善に取り組む環境の整備を行った。令和5年3月末までに、約2.5万件、約6千億円の借換を承諾した。さらに、日本政策金融公庫の融資についても、令和5年3月に「コロナ資金繰り支援継続プログラム」を公表し、スーパー低利融資や、資本性劣後ローンの申請期限を令和5年9月末まで延長し、コロナ融資の借換えを支援した。経営者保証によらない融資の割合については拡大傾向にあることに加え、中小企業信用保険法の改正を閣議決定し、保証料の上乗せを前提に、一定の要件を充たせば、信用保証協会は経営者保証を求めない等の内容を盛り込むことで、経営者保証によらない融資慣行の確立に向け前進している。 ・経営者の高齢化が進展するなか、中小企業・小規模事業者の事業承継・引継ぎの重要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響等を背景として解散・休廃業は令和4年は4万9,625件と令和2年(4万9,698件)に続き高水準となっており、第三者への承継も含めて円滑に事業承継・引継ぎを進める必要がある。こうした状況に対応するため、令和3年4月に親族内承継と第三者承継の機能を統合した「事業承継・引継ぎ支援センター」において、プッシュ型の事業承継診断や事業承継計画策定支援を行うとともに、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング等を支援した。そうした支援の結果、事業承継・引継ぎ支援センターにおける成約件数は、年々増加しており、円滑な事業承継・引継ぎの促進に貢献している。 <p>現行の施策が目標達成に貢献していることを踏まえ、下記のように、引き続き同目標に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融や信用保証を通じた中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組むとともに、早期の経営改善に向けて、民間金融機関や支援機関等と連携した経営支援環境の整備を行っていく。引き続き、新型コロナ等の影響を踏まえた今後の対応について検討を進める。 ・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎを支援するため、「事業承継・引継ぎ支援センター」の関連施策を実施していく。施策の分析を踏まえ、引き続き、令和5年度までに事業承継・引継ぎセンターの成約件数2000件を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各事業承継・引継ぎ支援センターの実績値より集計 ①日本政策金融公庫の実績値より集計 ②信用保証連合会の実績値より集計 ③中企庁HP「政府系金融機関及び信用保証協会におけるガイドラインの活用実績」参照
---------------------------	--

担当部局・課室名	中小企業庁 長官官房 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	----------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-3)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	消費税や労務費、原材料費等の転嫁対策、下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税や労務費、原材料費等の増加分の円滑かつ適正な転嫁等、取引の適正化を目指す。 ・セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合が90%以上であることを目指す。 ・事業環境の変化により経営に困難をきたしている中小企業・小規模事業者を支援し、経営の安定化を図る。 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,318	3,890	2,353	2,589
		補正予算(b)	▲ 252	576	490	0
		繰越し等(c)	0	▲ 796	339	
		合計(a+b+c)	4,066	3,670	3,182	
執行額(百万円)	3,720	3,297	2,659			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)、					

測定指標	1	取引の適正化	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和3年度	未達成
			-	56.3%	87.5%	86.8%	90.4%	-	受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合が70.0%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	70%	70%	-				
	2	人権意識の向上	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和5年度	未達成
-			39.0%	53.0%	55.0%	45.0%	-	セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合が90%以上		
年度ごとの目標値	90%	90%	90%	90%						

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	基準値	実績値					
			-	3年Ⅰ期	3年Ⅱ期	3年Ⅲ期	3年Ⅳ期	4年Ⅰ期	4年Ⅱ期
	-	▲ 12	▲ 8	▲ 8	▲ 3	▲ 6	▲ 2	0	
	2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	基準値	実績値					
-			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
-			8,235	7,769	6,027	6,876	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和4年度は令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済活動が停滞するとともに、原材料価格やエネルギー価格が急上昇した。そのような状況下において、適切に価格転嫁できる環境を整備するべく、法の執行強化や価格交渉促進月間などの取組を実施したことにより、受注事業者向けの調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」という回答割合が前年度と同水準を維持できたため、相当程度進展ありとした。 中小企業の経営者等に対してセミナー等を通じて着実に啓発活動を行っており、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合は過去4年間で5%以上の増加傾向にあるため、相当程度進展ありとした。
	施策の分析	・中小企業者の取引条件の改善を図るため、全国48か所の下請かけこみ寺において企業間取引に関する相談等を1万件超対応。また、最低賃金改定を含む労務費や原材料費等の上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備するため、9月と3月を価格交渉促進月間とし、周知活動やフォローアップ調査を実施。特に3月の価格交渉促進月間では高い割合で転嫁できた事業者が増加した分、全く価格転嫁できていない事業者も微増し、二極化が進行しているという状況が判明しており、引き続き取組を行っていく。 ・上記取組を通じて、取引の適正化の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のほか、平成23年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意され、企業活動における人権尊重への社会的要請が高まっている。これを踏まえて、令和4年度は、前年に引き続きセミナーのオンライン配信を活用したこともあり、セミナー参加者・視聴者数は17,769人に上り、過年度と比較して大幅に増加したうえ、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合も過去4年間で見ると増加しているため、中小企業の人権意識の向上に寄与していると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	・親事業者・下請事業者への定期調査や価格交渉促進月間フォローアップ調査、下請Gメンヒアリングによる取引実態を積極的に把握するほか、下請振興法に基づく指導・助言の実施やパートナーシップ構築宣言、業種別ガイドラインや自主行動計画の改善を通じて、親事業者の行動変容に繋げていく。また、下請かけこみ寺や講習会等による下請関連法制への理解深化、下請中小企業の価格交渉力の強化など取引条件改善に必要な対策を引き続き講じていく。 ・目標の達成度合いを踏まえ、目標値の見直しを検討する ・施策の分析を踏まえ、引き続き、中小企業の経営者等に対して人権啓発を行い、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合90%を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	セミナー等の参加者に対するアンケート調査。
---------------------------	-----------------------

担当部局・課室名	中小企業庁 長官官房 総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	----------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-4)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-4 地域産業			
施策の概要	地域経済産業の活性化					
達成すべき目標	地域経済の中心的担い手となる地域未来牽引企業等の成長に向けたデジタル化・DXの支援、地域の社会課題の解決に向けた支援、周辺地域の経済活力を向上させるための中心市街地活性化支援、被災地復興を含む地域の産業基盤の整備等を通じ、地域経済の活性化を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,399	3,376	3,201	3,579
		補正予算(b)	430,800	28,272	41,328	0
		繰越し等(c)	87,347	▲ 27,805	30,920	
		合計(a+b+c)	522,546	3,843	75,449	
執行額(百万円)	521,971	3,448	74,933			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更」(令和3年3月9日東日本大震災復興対策本部決定)、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等					

測定指標	1	地域未来牽引企業等からなる企業群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率	基準値	実績値					目標値	達成
			令和2年度～令和6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和2年度～令和6年度	-
			-	-	▲1.2%	測定中	測定中	-	2%	
		年度ごとの目標値		企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率年2%以上(2020～2024年度幾何平均)						
	2	地域の持続的な発展に向けた、社会課題解決のための中小企業等の取組が定着した地域の数	基準値	実績値					目標値	達成
			令和2年度～令和6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度	-
			-	-	144	166	測定中	-	300自治体(市区町村)	
		年度ごとの目標値		-	60	60	60	60		
	3	サプライチェーン強靱化を目的とした生産拠点等の整備件数	基準値	実績値					目標値	達成
			令和2年度～令和6年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和7年度	-
		-	-	15	38	87	-	411件		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

参考指標	1	工業用水道施設の基幹管路の耐震化適合率	基準値	実績値					見込み	
			-	元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			-	44%	47%	47%	47%	-	-	60%
		年度ごとの目標値		44%	-	-	-	-		
	2	東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域における新規地元雇用者数(累計)	基準値	実績値					見込み	
			-	元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		-	4,975	5,144	5,309	5,476	-	-	6,000人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域未来牽引企業等からなる企業群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率」について令和2年度実績値は-1.2%となった。令和5年度以降に公表される企業活動基本調査における令和3～4年度実績を踏まえ、達成状況を確認する。 ・「地域の持続的な発展に向けた、社会課題解決のための中小企業等の取組が定着した地域の数」については、令和5年6月末までに中小企業庁に提出される収益状況報告書にて測定。なお、目標値達成に向け、令和4年度においては19件(189地域)の実証事業を行ったところ。 ・「サプライチェーン強靱化を目的とした生産拠点等の整備件数」については、令和5年度までに179件、令和7年度までに411件の生産拠点等の整備を目標としているところ、令和4年度までに439件を採択し、うち87件の事業が完了している。 ・「工業用水道施設の基幹管路の耐震化適合率」については、令和4年度においても耐震管路は着実に延長したが、一部の工業用水道事業において基幹管路の範囲の見直しが行われ、基幹管路全体の延長も伸びた結果、昨年度の47%と同水準となったもの。 ・東日本大震災による津波浸水地域等における新規地元雇用者数については令和4年度までに5,476人(前年度比167人増)となっている。
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域未来牽引企業等からなる企業群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年度(令和元年度)と比較し、評価対象年度(令和2年度)の付加価値額が減少していることから、付加価値額変化率の測定結果がマイナスの値となっている。令和3～4年度の実績値は測定中であるが、地域未来牽引企業等に対し、DX実現に向けた伴走型支援等や、デジタル技術を活用した新事業の創出支援を実施するとともに、地域未来投資促進法による税制支援等を活用し、引き続き、必要な支援に取り組んでいく。 ・地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金において、令和4年度は、のべ189地域、1事業あたり平均約9.9地域において、地域課題解決のための実証事業が展開された。当該補助金は5地域以上を要件としているが、平均約2倍を上回る地域で実証がなされており、こうした状況を踏まえ、引き続き地域課題解決に向けた取組を実施していく。 ・サプライチェーン強靱化を目的とした生産拠点等の整備については、令和4年度においてサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金を85件約974億円採択し、サプライチェーン強靱化に向けた国内生産拠点等の整備を着実に推進している。 ・工業用水道事業費補助金による支援等を通じて基幹管路の耐震化を着実に進展させているところ、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も踏まえ、管路の耐震化をさらに加速化させるなど、近年頻発している自然災害時等における工業用水供給の安定供給を確保していく。 ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による被災地域への企業立地支援により、被災地域の従業員雇用者数は着実に増加。令和7年度の目標値6,000人まで3年を残すところ、令和元年度から令和4年度の実績(約500人増)を踏まえ、引き続き事業を推進していく。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来牽引企業等の成長に向けた支援については、コロナ後の景気回復による経済活動の増大に、これら企業が的確に対応できるよう、引き続き必要な支援を実施していく。 ・地域の持続的な発展に向けた、社会課題解決のための中小企業等の取組への支援については、引き続き、必要な支援を実施する。 ・サプライチェーン強靱化を目的とした生産拠点等の整備については、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の3次公募までの採択事業者の中で、採択後の事業環境変化等による一部事業者の採択辞退や計画変更が生じ、それによる残余額及び令和4年度2次補正予算約55億円を財源として、令和5年度に国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金)を実施したため、適切に今後の目標に反映させるとともに、引き続き国内生産拠点等の整備を支援していく。 ・工業用水道施設の基幹管路の耐震化を加速化させるため、工業用水道事業費補助金を活用し、耐震化を含む強靱化(耐震化・浸水対策・停電対策)を促進する事業を引き続き支援することで、令和7年度に耐震化適合率の達成に向けて、引き続き取り組んでいく。 ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域(岩手県、宮城県、福島県の一部地域)に対し、産業復興支援を継続して実施していく。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	経済産業省企業活動基本調査票(2020年～2021年調査分)
---------------------------	--------------------------------

担当部局・課室名	地域経済産業グループ 地域経済産業政策課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	----------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-5)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-5 福島・震災復興			
施策の概要	原子力災害により甚大な被害を受けた福島県の復旧・復興を図るための復興支援を行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等に向けた取組を実施。					
達成すべき目標	①東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興と新たな時代を担う産業の創出を実現。 ②東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	25,285	40,493	28,515	36,951
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	2,519	6,016	4,905	
		合計(a+b+c)	27,804	46,509	33,420	
執行額(百万円)	18,993	40,695	28,962			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説					

測定指標	1 浜通り地域の企業によるプロジェクトの累計事業化件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	-
		-	40	63	83	92	-	300	
		年度ごとの目標値	-	-	120	140	160		
	2 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業による対象事業者の事業再開、創業者数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度～令和12年度	-
		-	-	132	59	79	-	1,230	
		年度ごとの目標値	-	-	-	137	137		
	3 福島第一原発の廃止に向けた中長期ロードマップの履行	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		<p>【汚染水・処理水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水バイパスの運用開始(平成26年5月) ○サブドレンの運用開始(平成27年9月) ○海側遮水壁閉合(平成27年10月) ○トレンチ内汚染水の除去完了(平成27年12月) ○凍土壁が凍結を開始(平成28年3月)。深部の一部を除き凍結が完了(平成30年3月)し、その後、未凍結であった深部の凍結も完了(平成30年9月)。 ○建屋内滞留水処理完了(令和2年12月) ○原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減(令和5年3月) <p>【廃炉対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了(平成26年12月) ○3号機使用済燃料プール内の燃料取出し開始(平成31年4月) ○櫛葉モックアップ試験施設の運用開始(平成27年10月) ○原子炉格納容器内部調査の実施(1号機(平成29年3月、令和4年1月～)、2号機(平成29年1～2月、平成30年1月、平成31年2月)、3号機(平成29年7月)) ○大熊分析・研究センター施設管理棟の運用開始(平成30年3月) ○1、2号機排気筒の解体開始(令和元年8月) ○1、2号機排気筒の解体完了(令和2年5月) ○3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了(令和3年2月)等 					ステップ2完了(平成23年12月)から30～40年後の廃止措置終了	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (浜通り地域の企業によるプロジェクトの累計事業化件数について) 本事業は、最大3年間の実用化開発の支援、開発後の実用化・事業化に向けて販路開拓等の伴走支援を実施する事業であるが、事業開始以降、令和3年度末時点で累計82件が実用化に至るなど着実に成果を挙げている。 (福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業による対象事業者の事業再開、創業者数について) 本事業による対象事業者の事業再開・創業者数は、事業者・住民の帰還時期や事業再開の意向等に影響される。また、新型コロナウイルスの影響もあり令和4年度は目標は達成されなかったが、79者が事業再開・創業を実現し、着実に成果を挙げている。 (福島第一原発の廃止に向けた中長期ロードマップの履行について) 福島第一原子力発電所の廃止措置終了に向けた中長期ロードマップに則り、廃炉・汚染水・処理水対策を実行した。
	施策の分析	(浜通り地域の企業によるプロジェクトの累計事業化件数について) 本事業の実施により、廃炉、ロボット、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業等の分野における福島県浜通り地域等での事業化に向けた具体的なプロジェクトが始動しており、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術・新産業の創出に寄与している。 (福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業による対象事業者の事業再開、創業者数について) 本事業は福島相双復興官民合同チームが被災事業者を個別訪問し、個々の様々な課題に対して、専門家派遣を通じた事業計画策定や業務改善・コスト削減、事業承継計画策定等の支援を行うものであり、被災事業者の事業・なりわいの再建を通じて福島の復興に寄与している。 (福島第一原発の廃止に向けた中長期ロードマップの履行について) 令和4年度では、汚染水発生量は年間降雨量が平年より少なかったこともあるが、過去最少となった。また、1号機の原子炉格納容器底部に水中ロボットを投入し、圧力容器を支えるコンクリート構造物付近及びその内部の調査を実施。さらに、2023年度後半目途の燃料デブリの試験的取り出し着手に向けて、2号機に隔離部屋を設置を進めるとともに、取り出し用ロボットアームの開発・改良を実施。
	次期目標等への反映の方向性	(浜通り地域の企業によるプロジェクトの累計事業化件数について) 福島県浜通り地域等での実用化開発等に係るプロジェクトの事業化は産業復興を支える新技術・新産業の創出に寄与することから、現時点では、引き続き本事業の測定指標を次期目標にも活用していく見込み。 (福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業による対象事業者の事業再開、創業者数について) 福島相双復興官民合同チームによる個別訪問や専門家派遣支援を通じて、被災事業者の帰還・事業再開の実績を積み重ねてきている。引き続き、本事業の測定指標を次期目標にも活用していく見込み。 (福島第一原発の廃止に向けた中長期ロードマップの履行について) 福島第一原発の廃止措置については、今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップの継続的な見直しを行い、取組を進めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	福島県からの提供資料 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(令和元年12月27日)
---------------------------	--

担当部局・課室名	大臣官房福島復興推進グループ 総合調整室、福島新産業・雇用創出推進室、福島事業・なりわい再建支援室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-6-1)

政策名	6 エネルギー・環境	施策名	6-1 資源・燃料			
施策の概要	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の開発の促進、生産、流通の合理化等を通じて、資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保を図る。					
達成すべき目標	石油、天然ガス、石炭及び金属鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	222,398	237,492	244,966	280,517
		補正予算(b)	16,147	71,247	1,224,618	0
		繰越し等(c)	6,359	384,939	1,566,154	
		合計(a+b+c)	244,904	693,678	3,035,738	
執行額(百万円)	165,166	609,218	2,937,455			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	長期エネルギー需給見通し(令和3年7月16日) 経済財政運営と改革の基本方針(令和5年6月16日) エネルギー基本計画(令和3年10月22日) 海洋基本計画(令和5年4月28日) 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)					

測定指標	1	資源・燃料の自主開発比率等の向上 (i) 石油・天然ガス (%)	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度 令和22年度	
			22.1	34.7	40.6	40.1	33.4	-	50以上 60以上	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2	資源・燃料の自主開発比率等の向上 (ii) 金属鉱物資源(ベースメタル) (%)	基準値	実績値					目標値	達成
			42.9	52.1	50.4	45.8	測定中	-	80以上	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	3	資源・燃料の自主開発比率等の向上 (iii) 石炭の自主開発比率の向上 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
			50.0	55.7	54.0	46.2	測定中	-	60維持	-
		年度ごとの目標値		60	60	60	60	60		
	4	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (i) 非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行う必要があり、対策を実施している製油所・油槽所の割合 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
			0.0	69	100	100	100	-	100	達成
		年度ごとの目標値		70.0	100	100	100	100		
	5	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (ii) 災害時における地域住民の給油拠点(住民拠点SS)の整備	基準値	実績値					目標値	達成
			0	6,902	14,397	14,661	14,561	-	15,000	未達成
		年度ごとの目標値		7,000	15,000	15,000	-	-		
	6	石油・石油ガス供給網の維持・強化 (iii) 石油ガスの取引における苦情・相談件数	基準値	実績値					目標値	達成
			3,992	3,292	3,302	3,156	2,817	-	2,732	達成
		年度ごとの目標値		3,521	3,193	3,203	3,061	2,732		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保に向け、2030年度(令和12年度)を目標年度として中長期的な視点で取り組んでいる。足元では、経済活動の回復に伴う需要の増加やロシアによるウクライナ侵攻などによる情勢変化により、自主開発比率は減少したが、化石燃料の上流開発に向けた取組を継続している。また、石油サプライチェーンの維持・強化の取組として、強靱な供給基盤構築に向けた対策の進捗、SSの災害対応能力の強化については、年度目標で定めた水準に近い成果が出ている。さらに、緊急時に備えた石油・石油ガス備蓄の適切な維持管理も目標どおり図られている。</p> <p>上記の通り、各測定指標については目標に向けた取組が進められているため、相当程度進展ありとした。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○我が国は化石燃料、鉱物資源のほぼ全量を海外から輸入しており、資源・燃料の安定供給は国の経済活動を支える基盤である。GXの実現に向けて、中長期的な視野で資源・燃料の開発・調達戦略を進める必要がある。また、ロシア・ウクライナ情勢及び、中東情勢緊迫化等の地政学リスクの変化、新興国の経済発展や米国のエネルギー純輸出国化等を背景とした需給構造の変化、気候変動問題への関心の高まり等、世界的な情勢が変化している中、資源・燃料の安定供給確保に向けて、資源の自主権益の獲得や調達先の多角化等に取り組んでいくことの重要性が増している。また、大規模災害に備えた製油所・SS等の強靱な供給基盤構築や災害時における被災地への燃料の安定供給確保への対応も必要である。</p> <p>○石油・天然ガスについては、自主開発比率は前年度と比べ6.7%減少している。他方で、自主開発比率向上のための具体的な取組として、新潟県陸域の国内補助試掘案件を採択した。また、我が国企業による新規の探鉱出資が停滞している中、昨年度までに採択した我が国企業がオペレーターとして参画するアブダビでの探鉱案件について、出資を実行した。引き続き、安定的かつ安価な供給確保に向けて、資源外交の多角的展開や独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)によるリスクマネー供給等の継続的な取組が求められる。</p> <p>○石炭については、製鉄原料として当面は代替が困難な原料炭を中心に海外地質構造調査により獲得したオフテイク権等3件を我が国に引き継ぐとともに、石炭のリスクマネー案件として初めてJOGMECがアメリカウェストバージニア州における原料炭開発プロジェクトに債務保証を実施した。また、新興産炭国(ベトナム、コロンビア、モザンビーク)等に対し、コロナ禍において3年ぶりとなる対面形式での研修を実施するとともに、石炭価格動向や石炭需給・輸出入動向等について情報収集・配信を実施。引き続き、自主開発権益獲得や調達先の多角化等に向けた取組を着実に実施し、自主開発比率向上を実現する。</p> <p>○鉱物資源については、安定供給や調達先の多角化のための各種取組を実施した。資源外交は、豪州と「重要鉱物に関するパートナーシップ」を締結し、日豪間の更なる連携強化を確認するとともに、マルチの取組として鉱物安全保障パートナーシップ(MSP)やIEA重要鉱物作業部会(CMWP)を通じて、サプライチェーン強靱化に向けた協力を主導した。海洋鉱物資源開発としては、海洋基本計画等に基づき、資源量調査、採掘・揚掘技術、選鉱・製錬技術、環境影響評価等の取組を進めた。特に、海底熱水鉱床については、商業化を目指したプロジェクト開始に向けた目標値としている概略資源量5,000万トンレベルの把握に向けた調査と、経済性の検討を含む総合的な検証・評価を実施するなど、順調に進捗している。リスクマネー支援制度では、豪州におけるレアアース事業への追加出資を実施し、日本企業が参画する鉱山からの重希土類一貫生産プロジェクトにおける初の日本向け供給契約となった。この他、経済安全保障推進法の特定重要物資として重要鉱物を指定し、我が国にとって経済安全保障上特に重要な案件を強力に支援できるようにした。今後もカーボンニュートラル実現に向けた重要鉱物の需要増加が予想されることから、引き続き、鉱物資源の安定供給確保に向けた一層の取組が求められる。</p> <p>○災害時にも安定的な石油製品の供給体制を確保するため、製油所等の強靱化対策等に取り組むとともに、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備などを実施した。東日本震災以降の経験を踏まえた災害時の燃料供給に係る課題へのこれまでの対応は、令和元年房総半島台風等において機能したものが一方、引き続き対応が必要な課題が確認されたことから、災害時の燃料供給の更なる強靱化に向けたより一層の取組が求められる。</p> <p>○石油・石油ガス供給網の維持・強化については、特にLPガスの取引適正化を図るため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談に対する支援を実施した。目標値は達成した一方、未だ2700件を超える相談があるため、引き続き、LPガスの取引適正化を図るための継続的な取組が求められる。</p>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○資源・燃料の安定的かつ安価な供給の確保に向けて、資源外交やリスクマネー供給、災害時の燃料供給の更なる強靱化等、継続的かつ着実な取組が必要。その際、国際的なエネルギー情勢及び次期エネルギー基本計画の議論等を踏まえ、必要な見直しを検討していく。</p>	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>特になし</p>		
<p>担当部局・課室名</p>	<p>資源エネルギー庁 長官官房総務課、資源・燃料部政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-6-2)

政策名	6 エネルギー・環境	施策名	6-2 新エネルギー・省エネルギー			
施策の概要	新エネルギー・省エネルギーの推進					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した省エネの更なる追求 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化 水素・アンモニアの社会実装の加速 再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組む カーボンニュートラルに向けた米欧等先進国との間での連携・協力及びアジアの現実的なエネルギーtransitionに向けた支援 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	171,353	163,070	159,198	137,009
		補正予算(b)	13,341	208,820	7,332,455	0
		繰越し等(c)	3,090	▲ 109,216	▲ 5,742,526	
		合計(a+b+c)	187,784	262,674	1,749,127	
執行額(百万円)	153,134	238,650	1,706,821			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1	電源構成に占める再生可能エネルギー導入比率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度		
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2	再生可能エネルギー(熱利用)の導入量(万kl)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	3	エネルギー消費効率(対2012年度比)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	4	最終エネルギー消費量<産業部門>(原油換算百万kl)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	5	最終エネルギー消費量<民生業務部門>(原油換算百万kl)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	6	最終エネルギー消費量<民生家庭部門>(原油換算百万kl)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	7	最終エネルギー消費量<運輸部門>(原油換算百万kl)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠) 民生業務部門及び運輸部門の最終エネルギー消費量の測定指標については進展がみられるが、電源構成に占める再生可能エネルギー導入比率等の主要な測定指標については進展はしていないため。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p><再生可能エネルギーの最大限の導入> 第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)では再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしており、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限の導入を進めていくことが基本方針。このため、固定価格買取制度における入札制度・市場価格に応じて一定のプレミアムを与えるFIP制度の導入や低コストな発電を行うための技術開発・実証事業の実施等のコスト低減の取組を強化することで国民負担の抑制を図るとともに、関係省庁や自治体と連携し、地域の理解を得られる公共施設や住宅の屋根などへの再エネ導入を推進してきた。また洋上風力発電については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき公募を実施し、これまで4地点で事業者を選定した。その他、2023年1月には、洋上風力発電に関する日本版セントラル方式の一環として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が2023年度に実施を予定する調査対象区域として3区域の選定や、洋上風力発電の低コスト化や大型化に向けた要素技術開発の支援を行った。さらに系統増強のマスタープランの検討や出力変動に対応可能な大型の蓄電池の導入拡大を通じて再エネ導入拡大を進める上で課題となる系統制約の克服・調整力の確保など、再エネ導入拡大の取組を推進した。</p> <p><徹底した省エネルギー社会の実現> 徹底した省エネルギーの推進と経済成長の両立を目指して、部門ごとの省エネルギーの取組を最大限加速化していくことが必要である。産業・業務部門においては、企業における省エネルギー投資促進に向けて、省エネ設備の導入に対する補助金等の支援策や、革新的な省エネ技術の社会実装に向けた技術開発支援等を実施した。また、令和4年5月の通常国会においては、これまで需要側の省エネを促してきた省エネ法を改正し、大規模需要家に対して、非化石エネルギー転換の取組についての定期報告・中長期計画の策定やデマンド・リスパンスの取組についての定期報告を義務化する措置を追加した。特に、鉄鋼業や化学工業等の主要5業種については、2030年度の非化石エネルギー転換の目安を設定したところ。第6次エネルギー基本計画等において、建築物省エネ法を改正することにより2030年度以降に新築される住宅・建築物について、ZEB・ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すこととしていることを踏まえ、ZEH・ZEB化の実証支援を実施した。また、運輸部門では、運輸部門におけるエネルギー消費の約4割を占めるトラック輸送をはじめとした貨物輸送等の省エネ化のための実証支援事業を推進した。 ※ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル): 大規模な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの活用により、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物</p> <p><新たなエネルギーシステムの構築> 分散型エネルギーシステムの推進については、「次世代の分散型電力システムに関する検討会」を設置・開催し、分散型リソースの価値発掘や、分散型リソースの価値評価、分散型システム構築について議論を行い、中間とりまとめを行った。加えて、再生可能エネルギーの出力変動に対応すべく、調整力等の確保に資する系統用蓄電池・水電解装置の導入支援のための補助事業を行い、10箇所計425kWhの系統用蓄電池、1箇所1.1MWの水電解装置が導入された。分散型エネルギーリソース(DER)を活用した新たなビジネスモデル構築を目指す取組として、IoT技術等を活用し、複数の再生可能エネルギーや蓄電池等を束ねて制御し安定した電力として供給する技術や、工場や家庭等が有する蓄電池や発電設備のエネルギーリソースを統合制御し電力の需給調整に活用する技術といった、いわゆるアグリゲーションビジネスの促進に向けた技術実証を行った。さらに、電力系統の混雑等の情報共有とDERによる需要創出を組み合わせることにより容量制約等を回避する、いわゆるローカルフレキシビリティ技術の開発・実証を行った。また、地域の再生可能エネルギーと蓄電池等の調整力を組みあわせ、地域内で効率的な再生可能エネルギーの活用を行うとともに、災害時には自立的な電力供給を可能とする地域独立系統(マイクログリッド)の構築に向け、今までに49件のマスタープランを策定し、うち8件の自治体の協力を得た各事業者は実際の設備導入にも着手した。</p> <p><水素・アンモニアの社会実装の加速> 水素・アンモニアエネルギーの利活用については、2019年3月に改訂した官民のアクションプランである「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に基づき、水素ステーションの整備支援等の施策を実施した。これにより、水素ステーションについては167箇所が整備済みとなった。また、燃料電池システム及び水素ステーション等の低コスト化や水素サプライチェーン、水素発電、水素製造技術を活用した系統安定化に関する技術(Power-to-gas)実証等を着実に実施した。また、GI基金事業では水素・アンモニアの製造・運搬・発電技術に対して支援を行い、水素・アンモニアの社会実装にむけた技術開発・実証を進めた。これらに加え、近年の水素・アンモニアを取り巻く情勢鑑み、2023年6月には水素基本戦略(2017年初版策定)の改定を行った。</p> <p><新エネ・省エネの国際展開> 海外における省エネルギー対策の促進、再生可能エネルギーの導入促進、水素の利活用促進等を図るため、インド、ベトナム、ミャンマーなどアジアを中心とした16カ国に対して、専門家派遣を通じて人材育成や研修生受入を行い、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入に係る相手国の制度設計支援を実施した。加えて、各国のエネルギー政策動向等の把握・分析、官民ミッションの派遣、国際会議の場での情報収集・提言等を実施した。また、海外において、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る我が国の優れた技術・システムを、相手国の自然条件や規制・制度等に応じて柔軟に設計し、現地における有効性や優位性を可視化するため、インド、アメリカ、インドネシアなど16カ国を対象に実証事業を実施した。さらに、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)に分担金及び任意拠出金を拠出することにより、加盟国の再生可能エネルギーに関する能力構築、再生可能エネルギーの知識の集約・調査などの同機関の活動を支援、再生可能エネルギーの国際展開に貢献した。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と徹底した省エネルギー社会の実現に向けて、引き続き、継続的かつ着実な取組が必要。</p> <p>再生可能エネルギーについては、その最大限導入に向けて、地域との共生に必要な事業規律の強化、適地の確保、国民負担の抑制に取り組むとともに、更なる導入の拡大に向けて、系統整備／調整力の確保、技術自給率の向上に向けた再エネ分野での産業・人材育成に取り組んでいく。</p> <p>省エネルギーについては、徹底した省エネルギー社会の実現に向けて、省エネルギー対策の抜本的強化を図る観点から、予算、規制等のあらゆる政策手段を動員して精力的に取組を進めていく。</p> <p>分散型エネルギーシステムの推進については、「次世代の分散型電力システムに関する検討会」において策定した中間とりまとめを踏まえ、課題解決に取り組んでいく。加えて、需要家側エネルギーリソースの更なる有効活用に向け、系統用蓄電池の更なる導入促進、ディマンド・リスポンスに活用可能な業務産業用・家庭用蓄電池の導入促進、定置用蓄電池の価格低減の取組を進める。また、地域での再エネ利活用とレジリエンスの向上に資する地域独立系統の構築に関しても引き続き取り組んでいく。</p> <p>水素社会の実現に向け、2050年を視野に入れ、官民が共有すべき大きな方向性・ビジョンを示すべく2023年6月に策定改定した「水素基本戦略」等に基づき、コスト低減等に向けた技術開発並びに支援、規制の合理化などを進める中で、水素・アンモニアサプライチェーンの構築や需要の拡大、燃料電池自動車及び水素ステーション等の普及を進める。これら各分野における現状や将来目標達成の蓋然性のフォローアップを行い、着実に事業を進めていく。</p> <p>新エネ・省エネの国際展開については、専門家派遣、受入研修、海外での実証事業の実績をフォローアップした上で、特に費用対効果が高い国々・案件に対し重点的に取り組むとともに、IRENA等の多国間協力の枠組みや他の政策ツール等との連携を図っていく。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—			
担当部局・課室名	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課	政策評価実施時期	令和5年8月	

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-6-3)

政策名	6 エネルギー・環境	施策名	6-3 電力・ガス			
施策の概要	令和3年10月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、S+3Eの観点から現実的かつバランスの取れた需給構造の姿として策定したエネルギーミックスの実現に向けて、原子力、火力、再エネ、ガス等の各分野で必要な施策を講じる。さらに、エネルギー市場の垣根を超えた改革を一体的に進め、革新的な先端技術の導入や異なるサービスとの融合など、ダイナミックなイノベーションを生み出すとともに、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制を実現し、我が国の成長につなげる。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施 ・電力・ガス及び熱供給システム改革の断行 					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	166,895	167,283	160,493	159,714
		補正予算(b)	496	4,997	269	0
		繰越し等(c)	145	▲ 6,096	2,471	
		合計(a+b+c)	167,536	166,184	163,233	
執行額(百万円)	149,775	152,415	154,433			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	電力システム改革に関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月21日閣議決定) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定) 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)					

測定指標	1 エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施 (※)総合エネルギー統計(2020年度確報値)より引用。	基準値	実績値					目標値	達成
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年目途	—	
		LNG37.4% 石炭31.9% 再エネ等 18.2% 原子力6.2% 石油等 6.3%の電源構成(※)	LNG39.0% 石炭31.0% 再エネ等 19.8% 原子力3.9% 石油等 6.3%の電源構成(※)	LNG34.4% 石炭31.0% 再エネ等 20.2% 原子力6.9% 石油等 7.4%の電源構成(※)	—	—	LNG20%程度、石炭19%程度、再エネ36-38%程度、原子力20-22%程度、石油2%程度の電源構成		
2 電力・ガス及び熱供給システム改革の断行	—	—	—	—	—	—	—	—	
		施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		<ul style="list-style-type: none"> ○電気事業法の一部を改正する法律の成立(平成25年第185回臨時国会) ○電気事業法等の一部を改正する法律の成立(平成26年第186回通常国会) ○電力広域的運営推進機関の設立(平成27年4月) ○電気事業法等の一部を改正する等の法律の成立(平成27年第189回通常国会) ○電力取引監視等委員会の設立(平成27年9月) (平成28年4月よりガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称) ○電力小売全面自由化を実施(平成28年4月) ○熱供給事業の自由化を実施(平成28年4月) ○ガス小売全面自由化を実施(平成29年4月) ○送配電部門の法的分離を実施(令和2年4月) ○ガス事業者大手3社導管部門の法的分離を実施(令和4年4月) ○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の成立(令和4年第210回臨時国会) ○電力・ガス基本政策小委員会電力・制度検討作業部会にて中間取りまとめを実施((第七次中間とりまとめ、令和4年7月)、(第八次中間とりまとめ、令和4年10月)、(第九次中間取りまとめ、令和5年2月)、(第十次中間とりまとめ、令和5年3月)) 					令和4年目途	—	
		電力・ガス、熱供給分野のシステム改革をスケジュール通り着実に推進する							

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	エネルギーミックスの実現に向けて、安全性の確認された原発の再稼働といった取組を進めた。電力・ガス及び熱供給システム改革の断行に向けて、電力システム改革については、競争活性化の方策と競争の中でも公益的課題への対応を促す仕組みの具体化のための各種市場の詳細設計等の検討を進め、ガスシステム改革については、2017年4月のガス小売市場の全面自由化の進捗状況も踏まえ、改正ガス事業法の施行状況等にかかる検証を実施する等、ガス小売市場における競争促進に向けた施策の検討を進めた。
評価結果	施策の分析	<p>○エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー安定供給と脱炭素化の両立に向けて「GX実現に向けた基本方針」が2023年2月に閣議決定され、原子力の活用については、安全を最優先に、原子力発電所の再稼働、運転期間の延長、次世代革新炉の開発・建設、バックエンドプロセスの加速化等に取り組む方針を示した。また、「GX実行会議」における議論等を踏まえ、2022年12月の原子力関係閣僚会議において「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」をとりまとめた。これらの方針に基づく施策を具体化するため「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(GX脱炭素電源法案)」を第211回国会に提出した。 ・原子力発電所の再稼働にあたっては、高い独立性を有する原子力規制委員会が新規基準に適合すると認めた場合のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める方針。この方針に沿って、2023年3月末の時点で10基が再稼働している。また、エネルギー情勢や原子力の必要性について、幅広い理解を得るべく、全国での説明会やシンポジウムにおいて講演を126回実施するとともに、東京・大阪の電力の大消費地にて交通広告の配信を行った。 ・次世代革新炉については、「戦略ロードマップ」に基づく高速炉開発の取組進展に伴い、今後の支援方針の明確化等に向けて2022年12月にロードマップ改訂を行うなど、研究開発を進めている。また、原子力産業の高度な人材・技術、産業基盤の維持・強化のため、2023年3月に、原子力発電所の保守・管理等を担う協力企業なども含む「原子力サプライチェーンプラットフォーム」を立ち上げ、研究開発や技能実習、技術・技能の承継など人材育成・確保をサポートする支援メニューを、全国400社の原子力関連企業に展開している。 ・核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場が、2022年末には、第1回の設計及び工事計画の認可を取得し、2022年内に主要な安全対策工事も概ね完了するなど、竣工に向けたプロセスが着実に進捗。経済産業省としては、日本原燃が、「2024年度上期のできるだけ早期」の竣工に向けて適合性審査等の対応を着実に進めるよう、その取組を随時確認しながら指導し、円滑な竣工の実現を目指す。こうした対応を進めることなどにより、直面する課題を一つ一つ解決しながら、安全確保を最優先に、核燃料サイクルを推進していく。 ・高レベル放射性廃棄物の最終処分については、2020年11月から北海道寿都町、神恵内村で文献調査を実施させていただいているところ。2021年4月には2自治体において対話の間が立ち上げられ、対話活動を通じて、地域理解に取り組んでいるところ。また、2023年2月には国主催のシンポジウムを初めて開催するなど、様々な理解活動に取り組んだ。引き続き、全国のできるだけ多くの地域で、文献調査を実施していただけるよう、国が全面に立って対話活動等に取り組んでいく。さらに、2022年12月の「GX実行会議」における最終処分の実現に向け、「最終処分関係閣僚会議」を拡充するなど、政府を挙げて取組を進める旨の岸田総理の発言を受けて、2022年12月に「最終処分関係閣僚会議」を拡大メンバーで開催した。これを踏まえ、関係府省との検討・調整を実施し、一連の検討結果を最終処分法に基づく「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定(閣議決定)という形でとりまとめることとし、パブリックコメントを実施した。 <p>○エネルギーシステム改革の着実な実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年12月にとりまとめた「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」の中間とりまとめを踏まえ、「制度検討作業部会」において、各種市場(ベースロード市場、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場等)の詳細制度設計等の検討を進め、第七次中間とりまとめ(令和4年7月)、第八次中間とりまとめ(令和4年10月)、第九次中間とりまとめ(令和5年2月)、第十次中間とりまとめ(令和5年3月)を行った。 ・2020年4月に送配電部門の法的分離が行われたが、各種市場の詳細制度設計など、電力システム改革の制度設計については、総合資源エネルギー調査会や電力・ガス取引監視等委員会において引き続き検討していく。 ・ガスシステム改革については、「ガス事業制度検討ワーキンググループ」において、ガス小売市場の全面自由化の進捗状況についてのフォローアップや、ガス供給に深刻な支障が発生するといった万が一の危機に備え、需給両面の対策を講じる必要性の検討を行った。
	次期目標等への反映の方向性	エネルギーミックスの実現に向けて、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通し等を見極めながら、必要な施策の検討を行っていく。エネルギーシステム改革の着実な実行に向けては、事業者の置かれた競争環境や需要家の取引状況等をフォローアップしながら、2050年カーボンニュートラル達成に向け、脱炭素化の中での安定供給の実現に向けたシステム構築のために必要な施策の検討を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和4年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2023)
---------------------------	---------------------------------

担当部局・課室名	資源エネルギー庁 長官官房総務課、電力・ガス事業部政策課 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-6-4)

政策名	6 エネルギー・環境	施策名	6-4 環境																																	
<p>施策の概要</p>	<p>○地球温暖化対策の推進 我が国は、2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言、2021年4月の2030年度温室効果ガス排出量46%削減、さらに50%の高みに向け挑戦を続けるとの、2つの野心的な目標を掲げている。これらの実現に必要なクリーンエネルギーを中心とした経済・社会、産業構造の転換を実効的に行うためには、経済成長との両立を図ることが不可欠となる。また、クリーンエネルギーを中心とする構造への転換に向けて、各国が大規模な政府支援を表明し世界規模で大競争が既に始まる中で、産業競争力を高め我が国に民間投資を呼び込むように、この転換を進めることが極めて重要となる。このため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)等に基づき、国際公約達成と我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション(GX)投資を実現するための「GX投資のための10年ロードマップ」のとりまとめに向けた検討を行う。加えて、地球温暖化対策計画に位置付けられた個別の対策・施策の実施・指標に基づいた進捗管理を引き続き行う。更に、国際会議等で気候変動対策と経済成長の両立、各国の事情に応じた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用の重要性等を引き続き発信するとともに、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むように国際交渉に取り組んでいく。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた検討を行うとともに、資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、3R施策(リデュース、リユース、リサイクル)や循環型社会の形成を引き続き推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<p>○「GX投資のための10年ロードマップ」のとりまとめに向けて、「成長志向型カーボンライジング構想」を具体化し、150兆円規模の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債(仮称)」により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援する。この際には、規制・制度的措置を組み合わせて効果を最大化する。</p> <p>○加えて、企業の排出削減に向けた取組を加速させるためのGXリーグの段階的発展・活用、民間投資の呼び水として、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用等の企業の投資の予見可能性を高められるよう検討を行う。</p> <p>○中小企業等については、補助金等のグリーン特別枠を活用しつつ、支援機関が「プッシュ型」の支援を行えるよう、支援体制の整備を図る。</p> <p>○グリーンイノベーション基金については、新たなプロジェクトの組成や既存プロジェクトの加速・拡充又は見直しを進めるとともに、事業を開始したプロジェクトについては経営者のコミットメントに係る取組状況の確認等をはじめとしたモニタリングを実施し、プロジェクト成果最大化を進めていく。</p> <p>○地球温暖化対策計画に位置付けられた、産業界の自主的な取組など個別の対策・施策を着実に実施し、指標に基づいた進捗管理を行う。</p> <p>○G20各会合やCOP27、そして日本で開催される2023年のG7に向けて、気候変動対策と経済成長の両立、各国の事情に応じた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用の重要性等を引き続き発信すると共に、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むように国際交渉に取り組んでいく。</p> <p>○資源循環の推進については、資源枯渇・調達リスクの増大、廃棄物処理の困難性の増大、成長機会の確保といった課題に対応するための、成長志向型の資源自律経済の確立に向けた検討を行うとともに、3R施策(リデュース、リユース、リサイクル)を通じて資源の有効な利用の促進を引き続き推進する。</p> <p>○環境負荷の改善については、経済活動と環境保全の両立を図る合理的な規制を通じ、環境負荷物質の排出抑制に引き続き取り組み、環境基準達成率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。</p>																																			
<p>施策の予算額、執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(百万円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>4,379</td> <td>4,524</td> <td>4,580</td> <td>5,506</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>349</td> <td>▲ 985</td> <td>1,005</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>4,728</td> <td>4,539</td> <td>5,585</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td> <td>3,607</td> <td>3,376</td> <td>4,252</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,379	4,524	4,580	5,506	補正予算(b)	0	1,000	0	0	繰越し等(c)	349	▲ 985	1,005		合計(a+b+c)	4,728	4,539	5,585		執行額(百万円)	3,607	3,376	4,252					
区分	2年度	3年度	4年度	5年度																																
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,379	4,524	4,580	5,506																															
	補正予算(b)	0	1,000	0	0																															
	繰越し等(c)	349	▲ 985	1,005																																
	合計(a+b+c)	4,728	4,539	5,585																																
執行額(百万円)	3,607	3,376	4,252																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日) ○第198回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成31年1月28日) ○第200回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和元年10月4日) ○第203回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和2年10月26日) ○第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日) ○第205回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和3年10月8日) ○第207回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和3年12月6日) ○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)</p>																																			

測定指標	1	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	-
		14.1億トン	▲14%	▲18%	▲17%	集計中	-	2013年度比 ▲46%	
2030年度において2013年度比温室効果ガス46%削減	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
2	地球温暖化対策の推進	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		<p>・2022年7月から開催されたGX実行会議や各省における審議会等での議論を踏まえ、2022年末に今後10年を見据えたロードマップとして「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられ、その後パブリックコメント等を経て2023年2月に閣議決定された。(①)</p> <p>・同方針に基づき、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実行に向けて、GX経済移行債を活用した先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用を実施していくことを公表した。(②)</p> <p>・2022年2月に「GXリーグ基本構想」を公表し、本構想に賛同し2022年度の準備期間に協力する企業を募るため、イベントの開催等を通じて周知広報を行った。また、同リーグ内で日本企業の気候変動への貢献が適切に評価されるための指針(「気候関連の機会における開示・評価の基本方針」)を作成・公表した。(③)</p> <p>・今後10年間で150兆円超の官民GX投資の実現に向けて、金融機関向けのフォローアップガイダンスの策定に取り組むとともに、自動車の分野別技術ロードマップの策定や金融機関のファイナンス・エミッションに関する官民のワーキンググループを立ち上げるなど、新たな金融手法の活用に向け、環境整備を進めた。(④)</p> <p>・カーボンニュートラルに関する支援機関の取組をカーボンニュートラル・アクションプランとして登録を募集し、とりまとめて公表することで支援機関の取組の見える化及び支援内容の充実を図るとともに、カーボンニュートラルに向けた中小企業支援策を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、支援機関含め広く周知を行った。(⑤)</p> <p>・グリーンイノベーション基金プロジェクトの成果最大化を推進するため、実施企業の経営者のコミットメントに係る取組状況の確認等を目的としたモニタリングを実施した。(⑥)</p> <p>・令和3年10月に改訂した「地球温暖化対策計画」に基づき、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会において、2030年度の削減目標を達成するための対策・施策について、2021年度における進捗状況のフォローアップを行った。(⑦)</p> <p>・2022年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合、2022年7月のG20環境・気候大臣会合、2022年11月のCOP27等において、建設的に議論に関与しながら成果文書の取りまとめに貢献した。(⑧)</p>					令和4年度	達成	
<p>着実な施策の実施(※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定 ①「GX投資のための10年ロードマップ」のとりまとめに向けた検討 ②「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた制度設計(法制上の措置を含む。)の検討 ③GXリーグの段階的発展・活用への検討 ④トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用への検討 ⑤中小企業等の支援体制の整備 ⑥グリーンイノベーション基金のプロジェクト成果最大化の推進 ⑦地球温暖化対策計画等の推進 ⑧国際交渉の実施、国際議論への貢献等</p>									
3	資源循環の推進、環境負荷の改善	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		<p>・サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指し、令和5年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定した。(①)</p> <p>・小型家電リサイクル法に関して、再資源化事業者の認定を行うとともに、令和4年8月に令和元年度及び令和2年度の再資源化実績の公表を行った。また、容器包装リサイクル法に関して、平成28年5月に産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において取りまとめた報告書に基づき、各種制度見直しのために業界団体に対してヒアリングを実施した。さらに、パーゼル法に関して、平成30年10月に施行された改正パーゼル法に基づく輸出入の承認について、令和4年度は110件の審査を実施し、591件の移動書類を交付した。(②)</p> <p>・資源循環システム高度化促進事業において、高効率かつ省エネルギー効果の高い資源循環システムの構築のため、AI・ロボット技術を活用した部品等の選別システムや動静脈情報連携システムの開発等を行った。(③)</p> <p>・プラスチック有効利用高度化事業において、廃プラスチックの高度なりサイクル技術の開発、また海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する評価手法及び新素材の開発に係る技術開発等を行った。(④)</p> <p>・公害防止対策等の取組を推進するために、説明会の開催やガイドブックの作成を行い、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会では、VOC及び水銀排出抑制のための事業者による自主的取組のフォローアップ等を実施した。(⑤)</p>					令和4年度	達成	
<p>着実な施策の実施(※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定 ①成長志向型の資源自律経済の確立に向けた検討 ②使用済小型電子機器等の再資源化、容器包装リサイクル等の推進、パーゼル法に基づく輸出入の承認の審査等の適切な実施 ③動静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの構築 ④回収された廃プラスチックの高度なりサイクルを促進するための技術基盤構築及び海洋生分解性プラスチック導入・普及を促進するための技術基盤構築 ⑤公害防止対策及び産業廃棄物に関する対策を行う事業者等の取組の推進等</p>									

参考指標	1	年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	基準値	実績値						見込み
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2030年度までの累計認証量	
		292.5	348.5	403	444.5	-	-	750		
	年度ごとの目標値	276.5	322.5	400.0	450.0	-	-			
	2	二国間クレジット制度のクレジット化に必要なMRV手法開発及び削減量の定量化事業の実施数	基準値	実績値						目標
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度中間目標	
		13	14	14	14	-	-	18		
	年度ごとの目標値	15	18	-	24	24	-			
	3	資源生産性	基準値	実績値						目標
			2000年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2025年度
			25万円/トン	約43.6万円/トン	約46.0万円/トン	測定中	測定中	-	-	約49万円/トン
	4	入口側の循環利用率	基準値	実績値						目標
			2000年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2025年度
			約10%	約15.7%	約15.9%	測定中	測定中	-	-	約18%
	5	出口側の循環利用率	基準値	実績値						目標
			2000年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2025年度
			約36%	約43.0%	約41.6%	測定中	測定中	-	-	約47%
	6	最終処分量	基準値	実績値						目標
			2000年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2025年度
			約5,600万トン	1,300万トン	1281万トン	測定中	測定中	-	-	約1,300万トン
	7	使用済小型家電回収量	基準値	実績値						目標
-			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2025年度	
14万トン			約10万トン	約10万トン	測定中	測定中	-	-	14万トン	

評価結果	目標達成度の測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p style="text-align: center;">相当程度進展あり</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体的内容を示した「GX基本方針」を策定・公表した。 ・2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、脱炭素にいち早く対応するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てる企業群を生み出すための仕組みであるGXリーグにおいて参画企業を募集し、日本の排出量の4割以上をカバーする参画を得た。 ・トランジション・ファイナンスについては、基本方針や、分野別技術ロードマップの策定、第三者評価費用の補助等を通じて、累計調達額が約1兆円まで増加した。 ・2022年5月からカーボンニュートラル・アクションプランの登録を募集し、2023年8月時点で商工会・商工会議所や金融機関等の幅広い支援機関から148件登録されている。 ・グリーンイノベーション基金において、18プロジェクトで実施者を決定し、最大で合計約1兆8,663億円を拠出先を決定。また、実施企業の経営者のコミットメントに係る取組状況の確認等を目的としたモニタリングを13プロジェクト延べ48社に実施し、プロジェクトの成果最大を推進している。 ・我が国の温室効果ガスの排出量は2030年削減目標に向けて着実に進捗している(コロナ禍からの経済回復により2020年度からは増加しているが、2019年度からは3.4%減少)。また、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会のフォローアップの結果、産業界における温暖化効果ガスの排出削減に向けた自主的な取組も政府の新目標を受けて見直す等して着実に進展している。 ・国際会議等において、各国の気候変動政策への向き合い方が異なる中で、世界全体の温室効果ガス排出の削減に向けた議論が建設的に行われるように貢献している。 ・資源循環の推進については、循環利用率が令和元年度は約15.9%となっており、令和7年度の目標(約18%)に向けて順調に推移している。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、令和5年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定した。 ・VOC排出抑制に係る自主的な取組では、VOC排出量を平成12年度比約6割削減しており、着実にその抑制のための取組を進めた。また、財政投融資については、現状を踏まえ適用期限の延長・中小企業事業の長期運転資金の貸付限度額の撤廃等を実施した。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年の削減目標に向けて温室効果ガスの排出量削減が着実に進捗しており、達成手段が削減目標の達成に有効かつ効率的に寄与しているものと認められる。今後とも、2030年の削減目標達成・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業界の自主的な取組等の対策・施策を着実に実施していく必要がある。 ・成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けて、GXリーグを活用し排出量取引制度の段階的発展に引き続き取り組む必要がある。また、今後10年で150兆円を超える官民GX投資の実現に向けて、トランジション・ファイナンスやGX推進機構によるブレンデッド・ファイナンス等を推進する。 ・グリーンイノベーション基金においては、実施企業の経営者のコミットメントに係る取組状況の確認等を目的としたモニタリングや、新たなプロジェクトの組成、既存プロジェクトの加速・拡充又は見直しを進めていく。また、引き続き基金事業の効果的な運用方法を追加・検討していく。 ・国際会議などにおける議論では、各国の気候変動政策への向き合い方が異なる中で、気候変動政策と経済成長の両立、各国の事情に応じた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用的重要性等を発信することで建設的な議論が進むように貢献した。引き続き、世界全体の温室効果ガス排出の削減に向けて建設的な議論が進むように貢献していく必要がある。 ・資源循環の推進については、各リサイクル法等の着実な執行及び実証事業の推進により、3Rの着実な推進が図られた。今後とも、各リサイクル法等の着実な執行及び制度見直し並びに実証事業による先進的事例の創出等により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させる必要がある。 ・VOC排出抑制に向けた取組が進展しており、排出量は着実に減少している。また、公害防止に係る財政投融資や税制を多くの企業が利用している状況。引き続き、公害防止に係る企業の取組を支援する本施策を着実に実施していく必要がある。
評価結果	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギーを中心とする構造への転換に向けて、各国が大規模な政府支援を表明し世界規模で大競争が既に始まる中で、産業競争力を高め我が国に民間投資を呼び込むように、この転換を進めることが極めて重要となる。このため、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、GXを前倒し・加速化するため、今後10年の150兆円超の官民GX投資を実現する。 ・グリーンイノベーション基金については、基金事業の効果的な運用に向けて、モニタリングを継続的に行うと共に、新たなプロジェクトの組成、既存プロジェクトの加速・拡充又は見直しを進めていく。 ・2023年度から10年間で、20兆円規模のGX経済移行債の発行を通じ、政府による大胆な先行投資支援を実施する。また、トランジション・ファイナンスを含め、新たな金融手法の活用や、GX推進機構による債務保証等の金融支援を通じたブレンデッド・ファイナンスを推進する。 ・成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に向けて、より炭素排出の少ない形で生産された製品の付加価値を向上すべく、2026年度以降の排出量取引制度の本格稼働に向けた準備を進めていく。 ・GXリーグの参加企業数の拡大及び参加企業によるコミットメントの強化を進め、GXリーグを段階的に発展させていく。 ・COP、G7、G20等の国際会議等において、気候変動対策と経済成長の両立、各国の事情に応じた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用的重要性等を引き続き発信する。あわせて、二国間クレジット制度(JCM)を通じた国際協力の拡大や、海外に対する日本の貢献(産業脱炭素化、削減貢献、技術協力、適応ビジネス等)に係る案件組成・発信を進める。 ・資源循環の推進については、令和5年3月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」の実現に向け、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の立ち上げや「資源循環経済小委員会」の設置を行い、動脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する。 ・環境負荷の改善については、経済活動と環境保全の両立を図る合理的な規制を通じ、環境負荷物質の排出抑制に引き続き取り組み、環境基準達成率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)</p>		
<p>担当部局・課室名</p>	<p>産業技術環境局 環境政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-1)

政策名	7 生活安全	施策名	7-1 製品安全			
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。					
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	0	0	0	
執行額(百万円)	0	0	0			
※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1	重大製品事故の発生件数	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	未達成
			1,077件	1,271	1,024	988	1,108	-	前年度比減	
		年度ごとの目標値	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	
	2	製品安全関連4法の執行状況	施策の進捗状況(実績)						目標値	達成
			製品安全関係4法の遵守状況を試買テストや立入検査、ネットパトロール事業等により、確認している。						令和4年度	達成
			<試買テスト機種数>	元年度	2年度	3年度	4年度	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)		
			電気用品	137	122	176	163			
			特定製品	36	41	40	38			
			ガス用品	3	2	2	0			
液化石油ガス器具等			11	11	14	20				
<立入検査件数>			元年度	2年度	3年度	4年度				
電気用品			177	150	155	148				
特定製品	40	40	40	40						
ガス用品	6	6	6	6						
液化石油ガス器具等	14	14	14	14						

	<p>（各行政機関共通区分）</p> <p>相当程度進展あり</p>	<p>重大製品事故の原因分析を踏まえ、その再発防止を図るとともに、製品安全関連4法が遵守されているかを確認するため、同法の対象品目について、市場で流通している製品を購入し、技術基準への適合状況の検証（いわゆる「試買テスト」）や、事業者への立入検査等を実施し、基準への不適合品があれば、事業者への確認を経て、違反解消に向けて指導を行った。また、近年増加傾向にあるリチウムイオン蓄電池の発火事故への対策として各電池ブロックの電圧監視等に係る省令（技術基準解釈）の改正や、乳幼児の誤飲事故が発生していた磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂玩具について消費生活用製品安全法での特定製品の指定に向けた道筋の確保、さらには、インターネット取引の増加による海外からの直接販売される製品への対応のあり方についての検討開始（研究会の立ち上げ）など、政策立案面での取組も進められたことを踏まえ、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>【重大製品事故の状況】 令和4年度の重大事故の発生件数は1108件（前年度988件）であり、モバイルバッテリー関連での事故増加が影響した。</p> <p>【製品安全関4法の執行状況】 （電気用品） 近年の製品事故の発生状況や違反事例の多い製品などを対象に重点的に試買テストを行い、事業者での法令義務の履行状況を調査した。 また、立入検査については、新規に事業届出をした輸入・製造事業者やしばらく立入検査を実施していない当該事業者を中心に法令遵守状況や過去指摘等のフォローなどを行った。</p> <p>（特定製品（消費生活用製品安全法）） 試買テストでは、対象製品での届出事業者数などを踏まえて調査対象品目を選定し、外部からの情報提供等を加味し、インターネット上で販売される銘柄を中心に試買し、より効果的に法令遵守状況の調査を進めた。 立入検査にあつては、限られたリソースで全品目の届出事業者の法令遵守確認を行うため、届出事業者数や地域間のバランス、直近の法令違反や立入検査状況等を総合的に考慮して検査先を選定し、立入検査し、法令遵守状況の確認や指導を行った。</p> <p>（ガス用品、液化石油ガス器具） 試買テストでは、重大製品事故件数が多く火災等に至るリスクが大きい製品や、販売形態の多様化により中国を始めとする海外からの新規参入者からの販売が今後増えると見込まれる製品として、具体的にはカートリッジガスこんろ（液石法）、屋外式ストーブ（液石法）等を対象に選定し、実施した。 立入検査については、事業を新規に開始した事業者や、近年製品事故や法令違反を起こした事業者に対し、品目ごとにも事故発生状況や市場流通状況を考慮した上で、実施した。</p> <p>【施策の分析】 ・法律に基づく義務が適切に履行されているか確認するため、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して安全性等を確認する試買テスト、インターネット上で販売される製品を市場監視するネットパトロール、事業者の事務所等を訪問して違反品の有無を確認する立入検査等の取組を通じて、事故の危険性が高い製品が市場に出回ることを未然に防いだ。</p> <p>・乳幼児の誤飲による事故が複数発生していた磁石製娯楽用品（マグネットセット）及び吸水性合成樹脂玩具（水で膨らむボール）について、消費生活用製品安全法による販売規制をすることで、安全対策をより強固なものとするべく、令和5年1月、これら2製品を同法の特定製品（PSCマークの表示義務対象品目）に追加指定することについて消費経済審議会に諮問し、その答申を受け、政令改正に向けて検討を進めた。</p> <p>・年度内に受理した1108件すべての重大製品事故について迅速かつ適切に事故原因調査を実施し、四半期ごと全4回の第三者委員会を開催し結果を公表した。製品に起因する事故については、事業者に対するヒアリングや再発防止策の提案などを積極的に実施し、リコールにつなげた。また、事業者向けに、迅速且つ適切にリコールを実施させるためのリコールハンドブックを2019年以来3年ぶりに改訂した。 また、消費者庁、製品評価技術基盤機構や地方局とも連携し、8月にポータブル電源によるCO中毒事故への注意喚起、12月に除雪機による事故への注意喚起のためのプレスリリースを行うとともに、製品の正しい使用方法やリコール品の周知をタイムリーに呼びかけるSNSによるツイートも重層的に実施し、製品事故の防止につなげた。</p> <p>・OECDによる製品安全誓約に向けた声明発表（2021年）や、オーストラリア等国における誓約の動きを踏まえ、我が国においてもオンラインマーケットプレイス運営事業者による誓約締結に向け、誓約原案及び事業者向けガイダンス等の検討を進めた。</p> <p>・企業や団体の製品安全に関する優れた取組を表彰する製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）の開催や、PSアワード企業を中心に製品安全の取組をさらに高めるため、事業者向けの製品安全研修を初めて実施した（受講者147名）。また、消費者の製品安全意識の向上に向けた普及活動として、全国約300の電器店での小学生向けイベントの開催や、自治体と連携した製品安全セミナーの実施を行った。</p> <p>・リチウムイオン蓄電池の過充電等による発火事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視等に係る要求事項を電気用品安全法技術基準解釈に明示する改正を行った（令和4年12月28日施行）。</p> <p>・物販系分野でのB to C取引は、インターネット上のショッピングモールを始めとした電子商取引（EC）の規模・割合ともに拡大傾向にある中で、近年、製品安全を巡る環境は大きく変化しつつある。こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、令和5年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、年度内に3回開催して有識者による議論、論点整理等を行った。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・重大製品事故が多発した製品については、販売自粛の要請・リコールを速やかに行うなど、被害の拡大防止に努める。</p> <p>・IoT製品の普及、高齢者事故の増加、インターネットを通じて取引された製品における製品安全関連4法での違反件数の増加等を踏まえ、状況に即した取組（ネットパトロール事業、インターネットモール事業者と連携した違反品への対処等）を進めていく。</p> <p>・引き続き、昨今の技術革新や製品事故の動向を分析し、製品安全関連4法に係る制度の見直しの検討等を随時実施しつつ、製品安全関連4法に基づく規制を行うことで、消費生活用製品や電気用品等の安全性を確保することや、重大製品事故件数を減少させることを目指す。</p> <p>なお、令和5年度からの期間については、大括り化された新たな評価単位の一つである「産業保安の確保」において、事故件数等だけでなく、重大事故の発生等に備えた体制構築に着目して、政策評価を実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	消費経済審議会 製品安全部会 資料(2023/1/30) 産業構造審議会 製品安全小委員会 資料(2023/3/28) 注)本評価書における事故件数等の数値は、事業者からの追加報告等により、過去に遡って改訂されることがある。		
担当部局・課室名	産業保安グループ 製品安全課	政策評価実施時期	令和5年8月

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-2)

政策名	7 生活安全	施策名	7-2 商取引安全			
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。					
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。また、キャッシュレス決済の導入により、店舗等の生産性向上や消費の利便性向上が実現できる社会を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	272,633	496	366	287
		補正予算(b)	▲ 12,887	0	0	0
		繰越し等(c)	109,329	101,376	0	
		合計(a+b+c)	369,075	101,873	366	
執行額(百万円)	369,013	47,291	328			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 					

測定指標	1	クレジット取引に関する相談件数(百件)	基準値	実績値					目標値	達成
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	未達成
			400程度	351	332	322	422	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値		前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少		
	2	商品取引に関する相談件数	基準値	実績値					目標値	達成
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	達成
			600程度	176	178	184	183	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値		前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少		
	3	キャッシュレス決済比率	基準値	実績値					目標値	達成
			28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	-
			20%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%	-	40%	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	4	割賦販売法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより割賦販売法を着実に執行している。					令和3年度	達成	
			立入検査数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割賦販売法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)			
		99	137	141						
5	商品先物取引法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成		
		事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより商品先物取引法を着実に執行している。					令和3年度	達成		
		立入検査数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	商品先物取引法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)				
		1	4	4						

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	割賦販売法、商品先物取引法における執行状況等より、着実に執行が行われている。相談件数について、個別事案(役務提供者の経営破綻)の影響でクレジット取引に関する相談件数が一時的に増加した。商品先物取引に関する相談は減少を続けている。キャッシュレス決済比率は2021年(32.5%)から2022年(36.0%)の1年間で3.5%上昇しており、「2025年まで6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」との目標に向けて順調に推移している。
評価結果	施策の分析	割賦販売法の執行について、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。さらに、2022年4月に成年年齢が引下げられたことを踏まえ、クレジット事業者に対して18、19歳の若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守等を徹底するようモニタリングを強化した。 商品先物取引法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。また、商品先物取引の実態調査を行い、監督上注意すべき点の把握に努めた。 キャッシュレス決済の更なる普及促進に向けては、キャッシュレスの将来像に関する検討会を開催し、2025年のキャッシュレス決済比率の目標(40%)達成に向けた取組を確認するとともに、キャッシュレスの将来像、目標とすべき新たな指標等について検討を実施した。市場の透明性向上や加盟店による価格交渉の活発化に向けては、主要な国際ブランドに対して、加盟店手数料の大部分を占めるインターチェンジフィー(クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料)の標準料率の公開を要請していたところ、2022年11月に公表された。また、セキュリティに対する不安からキャッシュレス決済の利用をためらう消費者の不安解消や店舗におけるキャッシュレス決済導入メリット訴求のため、キャッシュレス決済におけるセキュリティ対策やメリットを掲載した動画およびリーフレットを作成し、経産省や関係団体等のホームページで公開した。こうした取組みの結果、2021年から2022年の1年間でキャッシュレス決済比率は3.5%上昇し、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」との目標に向けて順調に推移している。
	次期目標等への反映の方向性	割賦販売法、商品先物取引法に関しては、引き続き業者への立入検査や報告徴収等を行い、適正な執行に努めていく。 キャッシュレス推進については、「成長戦略フォローアップ 工程表」(令和3年6月18日閣議決定)において、キャッシュレスの環境整備については、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」と記載されているところ、ポイント還元事業による施策効果や新型コロナウイルス感染症による非接触の決済ニーズの高まり等もあり、足元では目標に向けて堅調に推移したと認識。本目標は2025年度をターゲットイヤーとしており、直ちに次期目標等を変更するものではないが、キャッシュレス決済の更なる普及促進策を進める中で、当該目標の妥当性について検証を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局・課室名	商務・サービスグループ 商取引監督課/商品市場整備室/キャッシュレス推進室	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	---------------------------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-3)

政策名	7 生活安全	施策名	7-3 化学物質管理			
施策の概要	化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標を受け、規制強化の方向にある国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。					
達成すべき目標	経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施すること。					
施策の予算額、執行額等	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	548	549	572	597
		補正予算(b)	▲1	▲4	▲5	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	547	546	567	
執行額(百万円)	517	518	546			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定) ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年4月11日参議院経済産業委員会、平成29年5月26日衆議院経済産業委員会) ・未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年6月6日衆議院経済産業委員会、平成30年6月19日参議院経済産業委員会) ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月閣議決定) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン法)の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月17日衆議院環境委員会、令和元年5月28日参議院環境委員会) 					

測定指標	1	詳細なリスク評価を実施した化学物質数	基準値	実績値					目標値	達成
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	未達成	
	6	5	3	4	-	4	未達成			
	9	7	8	6	4					
2	化審法等の確実な執行	令和4年度にスクリーニング評価を実施した物質数: 7,719(8,062) 令和4年度にリスク評価を実施した物質数: 174(174) 令和4年度に届出された製造・輸入実績件数(一般、優先、監視、二特): 33,812(33,157) ※()書きは前年度実績値				目標値 令和4年度 経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策(スクリーニング評価等)を実施する。	達成			

参考指標	1	フロン類出荷相当量(万CO2トン)	基準値	実績値					見込み
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			5,064	4,347	3,564	調査中	-	-	2,840

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 著しい悪影響をもたらすおそれがある化学物質について使用を制限する等の適切な管理を実施していくためには、規制の判断となるリスク評価を着実に進めていく必要がある。化学物質に関するリスク評価については、専門家の意見を踏まえ不断の見直しを行いつつ、関係法令等に基づき着実に実施されているため、適切な化学物質管理について相当程度進展があったものと判断した。
	施策の分析	化学物質管理政策においては、化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取組を促す化管法の双方の制度見直しや新制度の制定等により時代に応じた制度の合理化・適正化を進めてきた。具体的には、平成21年度の化審法改正を踏まえ、リスク評価の対象となる化学物質の範囲を広げ、規制の判断の基礎となるリスク評価を着実に進めている。また、化管法が施行されて15年超が経過し、環境への排出量に関するデータや新たな有害性情報の蓄積等の状況が変化の中で、令和3年度に化管法の対象物質を見直し、令和4年度にこれを踏まえた指針の改正、届出システムの改修等を行うとともに、関係業界・企業等に当該内容の周知を行うなど、化学物質の人・環境への悪影響を最小化するため、国際動向を注視しつつ経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施した。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、時代に応じた化学物質管理制度の合理化・適正化を検討しつつ、リスク評価を着実に実施する体制を維持・強化しながら、化学物質の人・環境への悪影響を最小化するため、国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和4年度スクリーニング評価等の進め方及び評価結果(令和4年11月18日 令和4年度化学物質審議会第3回安全対策部会) 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅰの結果及び対応について(令和5年3月31日) 優先評価化学物質の評価ステータス(令和5年4月1日) フロン類使用合理化計画の取組状況等について(令和5年3月24日 第18回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ)
---------------------------	---

担当部局・課室名	製造産業局 化学物質管理課	政策評価実施時期	令和5年8月
----------	---------------	----------	--------